

令和6年執行  
衆議院小選挙区選出議員選挙

# 候補者のしおり

神奈川県選挙管理委員会

県庁 045(210)3179 (直通)



# は し が き

この「しおり」は、令和6年執行の衆議院小選挙区選出議員選挙にあたり、候補者及び候補者届出政党として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請及び立候補に際して交付される諸物件についてご注意いただく事項等をまとめたものです。もとよりこれをもって十分とするものではありませんので、各種の届出、申請又は法令の解釈等に疑問の点がありましたら、遠慮なく当委員会へお問い合わせください。

なお、選挙運動関係の詳細につきましては、この「しおり」では省略してありますが、参考資料として別に「衆議院選挙の手引」（選挙制度研究会編）を一冊差し上げますので、ご覧ください。

令和6年10月

神奈川県選挙管理委員会

# 凡 例

法……………公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令……………公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

規則……………公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）

政規法………政治資金規正法（昭和23年法律第194号）

執規……………公職選挙法令執行規程(昭和31年県選挙管理委員会告示第27号)

（例： 法10-1①……………公職選挙法第10条第1項第1号）

当該選挙管理委員会…………… 各選挙区において、県選挙管理委員会事務を行う市区  
選挙管理委員会。各選挙区の受付担当は、2 ページを参  
照してください。

候補者届出政党…………… 衆議院小選挙区選出議員選挙において立候補の届出が  
できる政党その他の政治団体であって、次の要件のいず  
れかに該当するもの

ア 所属国会議員を5人以上有すること

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における  
小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙  
又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員  
選挙若しくは選挙区選出議員選挙における得票総数が  
当該選挙における全国の有効投票の総数の2%以上で  
あること

政党届出……………候補者届出政党が行う立候補の届出方法

本人届出……………候補者となろうとする者本人が自ら行う立候補の届出方法

推薦届出……………他の人を候補者としようとする者が行う立候補の届出方法

個人届出……………本人届出及び推薦届出の総称

# 目 次

第1 総括	
1 選挙の日程（抄）	1
2 選挙区別の議員定数、区域及び事務を行う選挙管理委員会	2
3 選挙に関する届出等	3
(1) 届出等の概要	3
(2) 届出等の時間、場所及び選挙長	4
(3) 代理人が届け出る場合の留意点	4
(4) 書類の訂正について	6
第2 立候補の届出を行うためには	
1 立候補の届出を行うことができるもの	7
2 候補者としての資格	7
3 立候補届出手続	8
(1) 政党届出に必要な書類	9
(2) 本人届出又は推薦届出に必要な書類	10
(3) 通称認定申請	11
(4) 届出の日時及び届出先	12
(5) 立候補届出の受付方法	12
《政党届出の立候補届出書類の記載例》	13
《本人届出の立候補届出書類の記載例》	28
4 立候補の届出をしたときに交付される物件等	35
(1) 候補者の選挙運動用物件等として選挙長又は当該選挙管理委員会から 交付されるもの	35
(2) 候補者届出政党の選挙運動用物件等として県選挙管理委員会から県内 分を一括で交付されるもの	36
(3) 物件等の再交付	38
第3 立候補の届出を行ってから	
1 選挙運動の概要	39
2 選挙事務所	40
(1) 候補者の選挙事務所	40
(2) 候補者届出政党の選挙事務所	41
3 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機	42
(1) 候補者の選挙運動用自動車、船舶及び拡声機	42
(2) 候補者届出政党の選挙運動用自動車、船舶及び拡声機	43

4	選挙運動用通常葉書	45
(1)	候補者の選挙運動用通常葉書	45
(2)	候補者届出政党の選挙運動用通常葉書	46
5	選挙運動用ビラ	46
(1)	候補者の選挙運動用ビラ	46
(2)	候補者届出政党の選挙運動用ビラ	47
6	選挙運動用パンフレット又は書籍	48
7	選挙運動用ポスター	49
(1)	候補者の選挙運動用ポスター	49
(2)	候補者届出政党の選挙運動用ポスター	49
8	個人演説会告知用ポスター	50
9	インターネット等を利用する方法	50
10	新聞広告	51
(1)	候補者が行う新聞広告	51
(2)	候補者届出政党が行う新聞広告	52
11	政見放送	53
12	経歴放送	53
13	個人演説会及び政党演説会	54
(1)	個人演説会	54
(2)	政党演説会	55
14	街頭演説	57
(1)	街頭演説とは	57
(2)	候補者の街頭演説	57
(3)	候補者届出政党の街頭演説	58
15	選挙公報	58
16	特殊乗車券	59
17	文書図画の撤去	59
18	選挙運動費用	60
(1)	候補者に係る選挙運動費用	60
(2)	候補者届出政党に係る選挙運動費用	66
	〈別記様式〉 寄附金控除のための書類	68
	《収支報告書の記載例》	69

《 付録 》

1	選挙期間中における諸届出	89
2	委任状の様式及び記載例	101
3	年齢早見表	105
4	各鉄軌道会社における特殊乗車券の発行取扱いについて	106
5	会計帳簿の様式	107

# 第 1 総 括

## 1 選挙の日程(抄)

月 日	曜日	事 項	摘 要
10月15日	火	選挙期日の公示 ・立候補の届出 ・選挙公報の掲載申請 ・諸届出の開始（3ページ参照） ・政見放送の申込み（詳細は、実施放送局へ早目にお尋ねください。） ・経歴放送の申込み（詳細は、NHK横浜放送局へ早目にお尋ねください。）	午前8時30分から当該選挙管理委員会で立候補の受付を開始します（受付方法は、12ページ参照）。  立候補届出の受理、選挙公報の掲載申請の受付、政見放送の申込みの受付及び経歴放送の申込みの受付は、午後5時をもって締め切ります。
10月17日	木	公営施設使用の個人演説会・政党演説会開始	
10月24日	木	開票立会人・選挙立会人の選任届出期限	午後5時をもって届出の受理を締め切ります。
10月27日	日	投 票 日 ・ 開 票 日	投票時間は、午前7時から午後8時までです。（即日開票）
〃	〃	選 挙 会	第7区選挙区では、開票事務と選挙会事務を併せて行い、当選人を決定します。
10月29日	火		第7区選挙区以外の選挙区において、選挙会を開催し、当選人を決定します。
10月30日	水	当選人の告示	当選された人に対し告知し、告示します。
		当選証書の付与	別途通知する日時、場所でお渡しします。
11月11日	月	選挙運動費用収支報告書(第1回)提出期限	県選挙管理委員会に午後5時までに提出してください。
12月2日	月	供託物返還・没収開始	手続は県選挙管理委員会から別途お知らせします。



## 2 選挙区別の議員定数、区域及び事務を行う選挙管理委員会 (当該選挙管理委員会)

各選挙区の議員定数は1名であり、選挙区の区域及び事務を行う選挙管理委員会は、次のとおりです。

選挙区	選挙区の区域	事務を行う選挙管理委員会
第1区	横浜市（中区、磯子区、金沢区）	横浜市金沢区選挙管理委員会 (電)045-788-7712
第2区	横浜市（西区、南区、港南区）	横浜市港南区選挙管理委員会 (電)045-847-8308
第3区	横浜市（鶴見区、神奈川区）	横浜市鶴見区選挙管理委員会 (電)045-510-1660
第4区	横浜市栄区、鎌倉市、逗子市、三浦郡	鎌倉市選挙管理委員会 (電)0467-61-3874
第5区	横浜市（戸塚区、泉区）	横浜市戸塚区選挙管理委員会 (電)045-866-8315
第6区	横浜市（保土ヶ谷区、旭区）	横浜市旭区選挙管理委員会 (電)045-954-6012
第7区	横浜市（港北区）	横浜市港北区選挙管理委員会 (電)045-540-2213
第8区	横浜市（緑区、青葉区）	横浜市青葉区選挙管理委員会 (電)045-978-2205
第9区	川崎市（多摩区、麻生区）	川崎市多摩区選挙管理委員会 (電)044-935-3128
第10区	川崎市（川崎区、幸区）	川崎市川崎区選挙管理委員会 (電)044-201-3124
第11区	横須賀市、三浦市	横須賀市選挙管理委員会 (電)046-822-8499
第12区	藤沢市、高座郡	藤沢市選挙管理委員会 (電)0466-50-3564
第13区	横浜市（瀬谷区）、大和市、綾瀬市	大和市選挙管理委員会 (電)046-260-5542
第14区	相模原市（緑区、中央区）、愛甲郡	相模原市中央区選挙管理委員会 (電)042-769-9259
第15区	平塚市、茅ヶ崎市、中郡大磯町	平塚市選挙管理委員会 (電)0463-21-8795
第16区	厚木市、伊勢原市、海老名市	厚木市選挙管理委員会 (電)046-225-2490
第17区	小田原市、秦野市、南足柄市、中郡二宮町、足柄上郡、足柄下郡	小田原市選挙管理委員会 (電)0465-33-1741
第18区	川崎市（中原区、高津区）	川崎市高津区選挙管理委員会 (電)044-861-3124
第19区	横浜市（都筑区）、川崎市（宮前区）	川崎市宮前区選挙管理委員会 (電)044-856-3126
第20区	相模原市（南区）、座間市	相模原市南区選挙管理委員会 (電)042-749-2117

### 3 選挙に関する届出等

#### (1) 届出等の概要

選挙に関する届出等の概要については、次のとおりです（詳細は、巻末付録1（89～100 ページ参照））。

なお、県選挙管理委員会あての届出等の場所については、当該選挙管理委員会（前ページの各選挙管理委員会）と県庁の県選挙管理委員会（県庁本庁舎4階 県選挙管理委員会事務室）とに分かれますので、特にご注意ください。

#### ア 候補者に係る事項

届出事項	届出先（届出場所）	摘要
立候補の届出	各選挙区選挙長 ( <u>当該選挙管理委員会</u> )	届出は10月15日（公示日）のみ
選挙事務所の設置・異動（廃止）届出	① <u>当該選挙管理委員会</u> ② 所在地の市区町村選挙管理委員会	「設置届」は、立候補届出が受理された後、直ちに届出
選挙運動用通常葉書の交付、選挙用の表示、差出し	・交付及び選挙用の表示は、日本郵便株式会社の指定郵便局 ・差出しは、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の郵便局	指定郵便局：横浜港郵便局、神奈川郵便局、川崎港郵便局、平塚郵便局又は綾瀬郵便局
選挙運動用ビラの届出及び同ビラ証紙交付申請	<u>当該選挙管理委員会</u>	
新聞広告の掲載申請	掲載を希望する新聞社 (広告代理店)	
経歴放送の申込み	NHK横浜放送局	申込みは10月15日（公示日）のみ
公営施設を使用する個人演説会の開催申出	開催する施設の所在地の市区町村選挙管理委員会	開催したい日の前々日までに出
選挙公報の掲載申請	<u>当該選挙管理委員会</u>	申請は10月15日（公示日）のみ
出納責任者選任（異動）届出	<u>当該選挙管理委員会</u>	「選任届」は、立候補届出が受理された後、直ちに届出
報酬を支給する者の届出	<u>当該選挙管理委員会</u>	公示日から支給したい場合は、立候補届出が受理された後、直ちに届出
開票立会人の届出（※） (第7区選挙区は除きます。)	市区町村選挙管理委員会	届出期限：10月24日 (期日前3日)
選挙立会人の届出（※）	各選挙区選挙長 ( <u>当該選挙管理委員会</u> )	届出期限：10月24日 (期日前3日)
選挙運動費用の収支報告	県選挙管理委員会	第1回提出期限：11月11日 (期日後15日)
公費負担関係 (自動車等)	・県選挙管理委員会 ・関係業者	

(※) 政党届出の場合は、候補者届出政党が届け出ます。なお、第7区選挙区においては、開票事務が選挙会場において選挙会事務と併せて行われ、開票立会人の事務は選挙立会人が行うことから、立会人の届出は、選挙立会人のみとなります。

## イ 候補者届出政党に係る事項

届出事項	届出先（届出場所）	摘要
選挙事務所の設置・異動（廃止）届出	①当該選挙管理委員会 ②所在地の市区町村選挙管理委員会	「設置届」は、立候補届出が受理された後、直ちに届出
選挙運動用通常葉書の買受け、選挙用の表示、差出し	・買受け及び選挙用の表示は、日本郵便株式会社の指定郵便局 ・差出しは、日本郵便株式会社の郵便局	指定郵便局：横浜港郵便局、神奈川郵便局、川崎港郵便局、平塚郵便局又は綾瀬郵便局
選挙運動用ビラ証紙交付申請	県選挙管理委員会	
選挙運動用ポスター証紙交付申請	県選挙管理委員会	
新聞広告の掲載申請	掲載を希望する新聞社（広告代理店）	
政見放送の申込み	・NHK横浜放送局 ・テレビ神奈川 ・アール・エフ・ラジオ日本	申込みは10月15日（公示日）のみ
公営施設を使用する政党演説会の開催申出	開催する施設の所在地の市区町村選挙管理委員会	開催したい日の前々日までに申出
公費負担関係（政見放送）	・県選挙管理委員会 ・関係業者	

### (2) 届出等の時間、場所及び選挙長

ア 選挙について、選挙管理委員会及び選挙長に対してなされるすべての届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています（法270本文）。

また、これらの届出等の効力は、到達主義を採っていますから、諸届出等は、締切日（期限）より、早目に提出してください（巻末付録1（89～100ページ）参照）。

なお、選挙の期間中は、土曜日、日曜日及び祝日でも選挙管理委員会は執務しています。

イ 選挙長氏名や立候補届出場所等については、別途お知らせします。

### (3) 代理人が届け出る場合の留意点

#### ア 手続について

原則、選挙に関する各種届出等は、その届出（作成）名義人が届け出るものとなっています。

なお、届出（作成）名義人本人以外の者（以下「代理人」といいます。）が届け出る場合には、届出（作成）名義人本人と代理人との間の委任関係を確認する必要があります。

委任関係の確認は、原則委任状（巻末付録2（101、102ページ））により行いますが、代理人が届け出る場合の届出書ごとの委任状の要否は5、6ページのとおりです。

委任関係が確認できない場合は、ただちに書類の受け付けができない場合がありますのでご注意ください。

イ 代理人が届け出の際に委任状が必要な書類について

(ア) 候補者に係る事項

a 届出書類に届出（作成）名義人の押印がある場合

いずれの届出書類も委任状の提示又は提出は不要です（なお、書類の訂正については(4)（6ページ）参照）。

b 届出書類に届出（作成）名義人の押印がない場合

以下のとおりです。

No	届出書類の名称等		届出（作成）名義人		代理人が届け出る場合の委任状の有無	備考
			候補者	候補者届出政党の代表者		
1	候補者届出書（立候補届出）（添付書類含む）	候補者届出政党に係る候補者	/	○	不要	注1
		個人届出に係る候補者	○	/	不要	注1
2	通称認定申請書（立候補届出）（通称使用を申請する場合のみ必要です。）（添付書類含む）	候補者届出政党に係る候補者	/	○	不要	注1
		個人届出に係る候補者	○	/	不要	注1
3	選挙事務所設置（異動・廃止）届出		○	/	必要	注2
4	選挙運動用ビラ届出書		○	/	必要	注2
5	選挙運動用ビラ証紙交付票（同ビラ証紙交付申請）（立候補届出手続後に同書類を交付します。）		○	/	必要	注2
6	（公営施設を使用する）個人演説会開催届出書		○	/	必要	
7	選挙公報掲載申請書		○	/	必要	注2
8	出納責任者（異動）届出書		○	注3	必要	注2
9	報酬を支給する者の届出書		○	/	必要	注2
10	開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書	候補者届出政党に係る候補者	/	○	必要	
		個人届出に係る候補者	○	/	必要	
11	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書	候補者届出政党に係る候補者	/	○	必要	注2
		個人届出に係る候補者	○	/	必要	注2
12	選挙運動費用収支報告書		出納責任者		必要	
13	公費負担関係届出	公費負担関係届出については、別に配布する「公費負担のしおり」をご確認ください。				

届出者が届出（作成）名義人本人であるか代理人であるかに関わらず、また委任状の要否に関わ

らず、来庁者の本人確認書類をご提示いただく場合がございますので、**届け出の際は必ず本人確認書類をご持参ください。**

\*注1 候補者届出書の欄外「通常の活字・書体にて可」の部分に届出（作成）名義人の押印又は署名が必要なことから、委任状は不要です。

\*注2 立候補届出会場において、立候補届出手続に引き続き届け出る場合は、委任状は不要です。

\*注3 出納責任者選任届出は候補者届出政党の代表者名義で届け出ることもできます。

(イ) 候補者届出政党に係る事項

a 届出書類に届出（作成）名義人の押印がある場合

いずれの届出書類も委任状の提示又は提出は不要です（なお、書類の訂正については(4)（6ページ）参照）。

b 届出書類に届出（作成）名義人の押印がない場合

以下のとおりです。

No	届出書類の名称等	届出（作成）名義人	代理人が届け出る場合の委任状の有無	備考
		候補者届出政党の代表者		
1	物件等交付申請書	○	必要	
2	選挙事務所設置（異動・廃止）届出	○	必要	
3	選挙運動用ビラ証紙交付票 （同ビラ証紙交付申請）	○	必要	
4	選挙運動用ポスター証紙交付票 （同ポスター証紙交付申請）	○	必要	
5	（公営施設を使用する）政党演説会開催届出書	○	必要	
6	公費負担関係届出	公費負担関係届出については、別に配布する「公費負担のしおり」をご確認ください。		

届出者が届出（作成）名義人本人であるか代理人であるかに関わらず、また委任状の要否に関わらず、来庁者の本人確認書類をご提示いただく場合がございますので、**届け出の際は必ず本人確認書類をご持参ください。**

(ウ) (ア)及び(イ)に記載された書類以外の書類については、各書類提出先にご確認ください。

(エ) 本人確認書類は、官公署等が発行した免許証や健康保険証等をお持ちください。本人確認書類の例を提示すると、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公署等が発行した証明書等が挙げられます。

(4) 書類の訂正について

書類を訂正する場合は、原則、届出（作成）名義人本人の押印により訂正をお願いします。やむを得ず代理人の署名又は押印により訂正する場合は、委任状の提示又は提出が必要です。

## 第2 立候補の届出を行うためには

### 1 立候補の届出を行うことができるもの（法86-1、-2、-3）

#### (1) 候補者届出政党

次のいずれかに該当する政党その他の政治団体であることが必要です。

ア 所属国会議員を5人以上有すること

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙における得票総数が当該選挙における全国の有効投票の総数の2%以上であること

#### (2) 候補者となろうとする者

(3) 他人を候補者としようとする者（届出選挙区内の市区町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。）

### 2 候補者としての資格

#### (1) 被選挙権があること

日本国民であって、年齢満25年以上の者で、次の欠格事項に該当しない者でなければ候補者となることができません(法10-1①、11-1、-2、11の2、政規法28)。

##### 【 欠格事項 】

ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除きます。）

ウ 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪（収賄罪）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から10年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

エ 選挙等の犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者及び法第252条の規定により被選挙権を停止されている者

オ 政規法第28条の規定により被選挙権を停止されている者

#### (2) 連座制の適用による立候補制限

法第251条の2又は第251条の3の規定により連座制の適用を受けた者は、その連座裁判の確定等の日から5年間、対象となった選挙と同じ選挙の同一選挙区で候補者となることができません。

### (3) 重複立候補の禁止

一の選挙で候補者となった者は、地域と選挙の種類を問わず同時に他の選挙の候補者となることができません（法87）。

ただし、衆議院小選挙区選出議員選挙で神奈川県内の選挙区に候補者を届け出た候補者届出政党は、当該候補者を同時に行われる衆議院比例代表選出議員選挙（南関東選挙区に限ります。）で当該政党の届出に係る名簿の登載者とすることができます（法86の2-4）。

### (4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

ア 投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長は、在職中はその関係区域内で当該選挙の候補者となることができません（法88）。

イ 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。もし、これらの者が立候補すれば立候補届出を受理されたと同時にその公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含みます。）たることを辞したものとみなされます（法89、90）。

### (5) 政党届出に係る制限

ア 政党届出に係る候補者は、届出を行う候補者届出政党に所属する者でなければなりません（法86-1）。

イ 一の選挙区において候補者届出政党が届出することができる候補者は、1人に限られ、一の候補者届出政党の候補者は、同時に他の候補者届出政党の候補者となることはできません（法87-2、-3）。

## 3 立候補届出手続

書 類 名		1号（5人）		2号（2%）	
			うち衆議院名称届出政党		うち衆議院名称届出政党
政 党 届 出	1 候補者届出書（政党届出）	○	○	○	○
	2 政党その他の政治団体の規約等	○	—	○	—
	3 候補者届出要件該当確認書				
	3-1 候補者届出要件該当確認書(1号要件該当文書)	○	○	—	—
	3-1(1) 承諾書	○	○	—	—
	3-1(2) 宣誓書	○	○	—	—
	3-2 候補者届出要件該当確認書(2号要件該当文書)	—	—	○	—
	4 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書	○	○	○	○
	5 候補者となることの同意書	○	○	○	○
	6 候補者となることができない者でない旨の宣誓書	○	○	○	○
	7 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書	○	○	○	○
	8 供託書正本	○	○	○	○
9 候補者の戸籍の謄本又は抄本	○	○	○	○	
10 住民票	○	○	○	○	
(11 通称認定申請書)	(○)	(○)	(○)	(○)	
(12 通称認定申請の候補者の承諾書)	(○)	(○)	(○)	(○)	

(1) 政党届出に必要な書類(記載例については、13ページから27ページを参照してください。)

ア 候補者届出書(政党届出) (法86-1、-4、令88-1) 【政党届出記載例1:P13参照】

イ 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書  
(法86-5①)

当該候補者届出政党の規約等を添付してください。

ただし、「衆議院名称届出政党(法第86条第5項ただし書に該当する政党)」にあつては、この書類を省略することができます。

ウ 候補者届出要件該当確認書 (法86-5②、令88-2、-3)

候補者届出政党が、1(1)のア又はイ(7ページ参照)のいずれかに該当することを証するものです。

(ア) 1(1)のアに該当する候補者届出政党として届出を行う場合

a 候補者届出要件該当確認書 【政党届出記載例2:P16参照】

b (確認書に氏名を記載される国会議員の)承諾書(添付書類1)  
【政党届出記載例3:P17参照】

c (確認書に記載することができない者を記載していないことを候補者届出政党の代表者が誓う旨の)宣誓書(添付書類2) 【政党届出記載例4:P18参照】

(イ) 1(1)のイに該当する候補者届出政党として届出を行う場合

候補者届出要件該当確認書 【政党届出記載例5:P19、P20参照】

ただし、「衆議院名称届出政党(法第86条第5項ただし書に該当する政党)」にあつては、この書類を省略することができます。

エ 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書 (法86-5③) 【政党届出記載例6:P21参照】

一の選挙区において重ねて候補者の届出をしていない旨を候補者届出政党の代表者が誓うものです。

オ 候補者となることの同意書 (法86-5④) 【政党届出記載例7:P22参照】

候補者が、当該候補者届出政党の届出に係る候補者となることに同意したことを証するものです。

カ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書(法86-5④) 【政党届出記載例8:P23参照】

候補者が被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び衆議院小選挙区選出議員選挙の当該選挙区において候補者となることができない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。

キ 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 (法86-5⑤)

【政党届出記載例9:P24参照】

候補者となるべき者の選定を行う機関の名称、その構成員の数及び選出方法並びに候補者となるべき者の選定手続を記載していただくもので、これには、当該候補者となるべき者の選定を適正に行ったことを当該選定機関の代表者が誓う旨の宣誓書も併せて必要となります。

ク 供託書正本(供託したことの証明となる書面) (法86-5⑥、令88-4①)

【供託書・OCR用の記載に当たっては、政党届出記載例10:P25参照】

(ア) 供託金 現金300万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。

供託は、当該候補者届出政党の名義で法務局(県内では次の7箇所)に供託することが必



要です（法92-1①）。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
横浜地方法務局	横浜市中区北仲通5-57	(045)641-7466
同 川崎支局	川崎市川崎区宮前町12-11	(044)244-4166
同 相模原支局	相模原市中央区富士見6-10-10	(042)753-2110
同 横須賀支局	横須賀市新港町1-8	(046)825-6511
同 湘南支局	藤沢市辻堂神台2-2-3	(0466)35-4620
同 厚木支局	厚木市寿町3-5-1	(046)224-3163
同 西湘二宮支局	中郡二宮町二宮1240-1	(0463)70-1102

(イ) 供託書正本（供託をしたことの証明となる書面）は、供託をした法務局で交付します。

なお、法務局が供託金を払込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払込まないと供託の効力が生じません。

ケ **候補者本人の戸籍の謄本又は抄本**（法86-5⑥、令88-4②）（令和6年8月以降発行のもの）

コ **住民票**

法律上必要とされる書類ではありませんが、候補者届出書に記載された住所の確認のため、提出してくださるようお願いします。（令和6年8月以降発行のもの）

(サ **通称認定申請書**) 【政党届出記載例11：P26参照】

(シ **通称認定申請の候補者の承諾書**) 【政党届出記載例12：P27参照】

(注) サ及びシは、本名（戸籍名）に代えて通称を使用したい場合に限り、立候補届出と同時に候補者届出政党が申請します（詳しくは、「(3)通称認定申請」（11ページ）を参照してください。）。

(2) **本人届出又は推薦届出に必要な書類**（本人届出の記載例については、28ページから34ページを参照してください。）

ア **候補者届出書（本人届出又は推薦届出）**（法86-2、-3、-6、令88-5）

【本人届出記載例1：P28参照】

なお、推薦届出の場合は、次のイ、ウ、エ、オ及びカのほかに「候補者推薦届出承諾書」及び「推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（当該選挙区内の市区町村の選挙人名簿に登録されている旨の当該市区町村選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録証明書）」が必要です。

イ **候補者となることのできない者でない旨の宣誓書**（法86-7）【本人届出記載例2：P32参照】

候補者が被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び衆議院小選挙区選出議員選挙の当該選挙区において候補者となることのできない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。

ウ **団体所属に関する文書**（無所属の方は必要ありません。）（法86-7）

【本人届出記載例3：P32参照】

候補者が所属する政党その他の政治団体の名称を記載していただくものです。

エ **団体所属証明書**（無所属の方は必要ありません。）（法86-7）

候補者が所属していることを政党その他の政治団体の代表者が証明するものです。

オ **供託書正本（供託したことの証明となる書面）**（法86-7、令88-6①イ）

【供託書・OCR用の記載に当たっては、本人届出記載例4：P33参照】

(ア) 供託金 現金300万円又はこれに相当する額面の国債証券を供託しなければなりません。  
供託は、本人届出の場合は候補者となろうとする者の名義で、推薦届出の場合は推薦届出者の名義で法務局に供託することが必要です（法92-1④）。

(イ) 供託書正本（供託をしたことの証明となる書面）は、供託をした法務局で交付します。  
なお、法務局が供託金を払込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払込まないと供託の効力が生じません。

カ **候補者本人の戸籍の謄本又は抄本**（法86-7、令88-6①ロ）（令和6年8月以降発行のもの）  
キ **住民票**

法律上必要とされる書類ではありませんが、候補者届出書に記載された住所の確認のため、提出して下さるようお願いいたします。（令和6年8月以降発行のもの）

(ク **通称認定申請書**) 【本人届出記載例5：P34参照】

(注) 本名（戸籍名）に代えて通称を使用したい場合に限り、立候補届出と同時に候補者本人が申請します（詳しくは、次の「(3)通称認定申請」を参照してください。）。

### (3) 通称認定申請

ア 「通称使用」とは、選挙管理委員会が告示し、又は作成する文書等において、本名（戸籍名）に代えて記載又は使用する次の場合をいいますが、この場合には、政党届出の場合は候補者届出政党が、本人届出又は推薦届出の場合は候補者本人が、選挙長に対して「通称認定申請」を（政党届出の場合は、候補者の承諾書を添えて）行う必要があります。

(ア) 戸籍簿に記載された氏名が常用漢字にない文字である場合に、これを常用漢字にあてて記載してもらいたい場合

(イ) 戸籍簿に記載された氏名が漢字である場合に、これをかな書きで記載してもらいたい場合

(ウ) 戸籍簿に記載された氏を改姓前の氏（いわゆる旧姓）で記載してもらいたい場合

(エ) 戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）によらず、他の氏名を使用してもらいたい場合

イ 申請する場合において、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の場合については、申請書のみで足りませんが、(エ)の場合には本名（戸籍名）に代わるものとして広く通用していることを説明し、そのことを証するに足りる資料の提示（添付）が必要です（令88-8、-9）。

\*注 「広く通用していることを証する資料」とは、通称使用したい氏名によりなされている著書、新聞記事、公の機関の発行した文書、名刺、葉書又は手紙等の信書など社会的に広く通用している実績を示すものです。

通称認定申請が認められますと、次のウの事項については全て通称で記載されることになり、候補者届出政党及び候補者も通称を使用しなければなりません。

なお、投票の効力判定と通称使用の有無とは、関係はありません。

ウ 通称名で記載され、又は使用しなければならない事項

(ア) 立候補届出の告示

(イ) 新聞広告

(ウ) 政見放送（政党届出に係る候補者に限る。）

(エ) 経歴放送

(オ) 選挙公報

(カ) 投票所内の氏名等掲示

(キ) 期日前投票所及び選挙区内の市区町村選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票場所内の氏名等掲示

(注) 上記以外のもの、例えば、選挙運動用のポスター、ビラ、立札、看板等に本名（戸籍名）あるいは通称のいずれを使用するかは、通称認定申請にかかわらず候補者等が自由に決められます。

#### (4) 届出の日時及び届出先

ア 届出の日 10月15日（選挙期日の公示日）

(注) ① 万一、候補者届出政党が届出を取り下げる場合又は候補者が候補者たることを辞退する場合も同日限りです(法86-11、-12)。

② 補充立候補届出については、次のとおりです。

公示日に届出のあった候補者が2人以上ある場合において、10月15日午後5時後に候補者が死亡し、届出を取り下げたものとみなされ、候補者を辞したものとみなされ又は届出を却下されたときは、10月24日の午後5時まで補充立候補の受付を行います(法86-8)。

イ 届出の時間 届出は、午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

ウ 届出先 それぞれの選挙区の選挙長（当該選挙管理委員会）へ届け出なければなりません。選挙長が執務する場所は、別途お知らせします。

#### (5) 立候補届出の受付方法

立候補届出の受付は、10月15日午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は、次の方法により決定します。

ア 受付の順序を決めるくじ

午前8時30分までに立候補届出に必要な書類を持参した届出者については、次の予備くじ及び本くじを引き、受付の順序を決めます。

\* 「予備くじ」… 本くじを引く順序を決めるため、到着順に引くくじをいいます。

\* 「本くじ」… 立候補届出の受付順序を決めるため、予備くじの結果の順序により引くくじをいいます。

イ 立候補届出の受付

アによって受付の順序が決まると、この順序によって立候補届出の受付を開始します。

(注) 10月15日の午前8時30分までにおいでにならなかった方（午前8時30分後においでにならなかった方）、届出の書類がそろっていない方又は事前審査が終了していない方は、くじを引いた方たちの後に受け付けます。したがって、これらの方は、その到着順序によって受付を行うこととなります

《政党届出の立候補届出書類の記載例》

候補者届出書（政党届出）

（政党届出記載例 1）

通常の活字・書体にて可 **党神奈川之印** 令和 年 月 日 選挙長 主任  
 ※午 前後 時 分 受理

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（政党届出）

政党その他の政治団体に関する事項			
ふりがな 名 称	か な がわ と う <b>神 奈 川 党</b>		
本部の所在地	(〒 100 - 0015 ) 東京都千代田区霞が関▲丁目▲-▲ (電話 03 -▲▲▲▲ -▲▲▲▲)		
代表者の氏名	横 浜 太 郎		
一のウェブサイト等のアドレス	https://www.kanagawatou.jp/		
候補者に関する事項			
ふりがな 氏 名	せ ん きょ た ろ う <b>選 挙 太 郎</b>	性 別	男
本 籍	東京都千代田区霞が関 1 番地		
住 所	神奈川県横浜市中区日本大通 2 丁目 2 番 2 号		
生 年 月 日	昭和 4 0 年 1 2 月 1 日 (満 5 8 歳)		
職 業	会社社長		
一のウェブサイト等のアドレス	https://www.senkyotaro.jp/		
選 挙	第 5 0 回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 2 0 区選挙区		
同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者		該 当	
添 付 書 類	<del>1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するもの記載した文書</del> <del>2 候補者届出書確認書</del> 3 候補者の選挙権を有していない旨の宣誓書 4 候補者となること同意書 5 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 6 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 7 供託書正本（供託したこと証明となる書面） 8 候補者の戸籍の謄本又は抄本		
	備 考	法第86条第5項ただし書の規定により添付書類の1及び2の文書の添付を省略	

上記のとおり関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
 神奈川県第 2 0 区選挙区選挙長 山 田 太 郎 殿

政党その他の  
 政治団体の名称 **神奈川党**

本部の所在地 **東京都千代田区霞が関▲丁目▲-▲**

代表者の氏名 **横浜太郎**

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載してください。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
- 同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者である場合には、「同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者」欄に「該当」と記載してください。
- 公職選挙法第86条第5項ただし書の規定により同項第1号又は公職選挙法施行令第88条第3項第2号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載してください。
- 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## (記載上の注意事項)

### 1 【全般的事項】

文字は、楷書で明確に記載してください。

### 2 【個別的事項】

#### (1) 政党その他の政治団体に関する事項

ア 「名称」は、政党の本部の名称を記載してください。

イ 「本部の所在地」は、県連合会等の所在地ではなく、本部の所在地を都道府県名から記載してください。

ウ 「代表者の氏名」には、総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある方（以下「代表者」といいます。）の氏名を記載してください。

エ 「一のウェブサイト等のアドレス」には、政党その他の政治団体が選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます（アドレスは「http(s)」から記載してください。）。記載しない場合は、空欄としてください。  
なお、記載しない場合は、県選挙管理委員会からアドレスが周知されません。

#### (2) 候補者に関する事項

##### ア 氏名欄

(ア) 「氏名」は、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名(戸籍名)のとおりに記載してください。ただし、旧字、誤字、俗字で記載されている文字は現在通用している字体に直して記載してください。

(イ) 「ふりがな」は、ひらがなで記載してください。

なお、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名以外の氏名を選挙運動で使用する場合（通称を使用する場合）にも戸籍名で記載してください（通称認定の申請については、11ページを参照してください。）。

##### イ 性別欄

男、女の別を記載してください。

##### ウ 本籍欄

戸籍謄(抄)本に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。

##### エ 住所欄

住民票に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。

##### オ 生年月日欄

(ア) 戸籍謄(抄)本又は住民票に記載されているとおりに、元号(昭和、平成)から記載してください。

(イ) 満年齢は、投票日(選挙の期日)現在で算定(巻末付録3(105ページ)を参照)して記載してください。

(ウ) 数字は、算用数字(1、2、3…)で記載してください。

## カ 職業欄

(ア) 主として生計を立てている職業を一つ記載してください（「主婦」「主夫」は、職業とは解されていませんので無職と記載してください。）。

《記載例》 ○○県（市）議会議員、参議院議員、会社社長、団体役員、政党役員、会社員、  
弁護士……等

(イ) 兼職禁止の職にある者は、その職名を記載してください。

※注1 衆議院議員との兼職禁止の職

① 参議院議員(憲法48)

② 国又は地方公共団体の公務員(国会法39)

※注2 兼職禁止の職にある者は、法第89条により立候補することができず、もし、現職のまま立候補した場合には法第90条の規定により、立候補届出が受理されたと同時にその職を辞したものとみなされます。

## キ 一のウェブサイト等のアドレス欄

候補者が選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます（アドレスは「http(s)」から記載してください。）。記載しない場合は、空欄としてください。

なお、記載しない場合は、県選挙管理委員会からアドレスが周知されません。

## ク 選挙欄

選挙区名（第○区選挙区）を記載してください。

## ケ 重複立候補である旨の記載（選挙欄の下部）

当該候補者が、同時に行われる衆議院比例代表選出議員選挙との重複立候補者である者の場合、当該重複立候補者の記載の右側の空欄に「該当」と記入してください。それ以外の場合は空欄としてください。

## コ 添付書類欄

候補者届出政党が法第86条第5項ただし書に該当し、政党その他の政治団体の綱領、党則、規約等又は候補者届出要件該当確認書（法第86条第1項第2号該当として立候補届出をする場合に限り、）を省略する場合は、省略する添付書類を二重線で抹消して、枠内最下部の備考欄に、「法第86条第5項ただし書の規定により添付書類の1（及び2）の文書の添付を省略」と記入してください。それ以外の場合は空欄としてください。

## サ 枠外下部の記載事項

(ア) 届出年月日（令和6年10月15日）を記載してください。

(イ) 選挙区名（第○区選挙区）を記載してください。

(ウ) 選挙長名（別途お知らせします。）を記載してください。

(エ) 政党その他の政治団体に関する事項に記載した名称、本部の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

## シ 代表者の印の押印箇所について

抹消又は訂正した部分がある場合は、原則として本部の代表者印を押印のうえ修正してください。また、枠外上部の「通常の活字・書体にて可」の右横に本部の代表者の署名又は押印をしてください。

※注 「通常の活字・書体にて可」とは、候補者届出書に記載された事項は、原則としてそのまま告示されることとなりますが、記載された者の筆勢やクセによる字体については、通常の活字書体で告示してよい旨を承諾していただくためのものです。

候補者届出要件該当確認書

本政党（政治団体）は、所属する衆議院議員又は参議院議員を、下記のとおり5人以上有しており、公職選挙法第86条第1項第1号に該当するものであります。

令和 6年 10月 15日

政党その他の  
政治団体の名称 神 奈 川 党

本部の所在地 東京都千代田区霞が関▲丁目▲-▲

代表者の氏名 横 浜 太 郎

記

氏 名	衆議院議員又は 参議院議員の別	選 挙 区	選 挙 執 行 年 月 日	備 考
横 浜 太 郎	参 議院議員	神奈川県	令和4年7月10日	
横 浜 次 郎	衆 議院議員	神奈川県第1区	令和3年10月31日	前議員
横 浜 三 郎	参 議院議員	比例代表	令和4年7月10日	
横 浜 四 郎	参 議院議員	神奈川県	令和元年7月21日	
横 浜 五 郎	衆 議院議員	南関東	令和3年10月31日	前議員
	議院議員			
	議院議員			
	議院議員			
	議院議員			
	議院議員			

備考

- 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載してください。
- 公職選挙法施行令第88条の2第1項の場合には、「備考」欄に「前議員」と記載してください。
- 所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び公職選挙法施行令第88条の2第2項又は第3項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者の氏名を記載していないことを政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（添付書類2）を添付してください。

(記載上の注意事項)

候補者届出政党の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を記載するとともに、欄内に国会議員別に氏名、衆議院議員又は参議院議員の別、当該国会議員が選出された選挙区名及び選出された選挙の執行年月日を記載してください。

(添付書類1)

承 諾 書

第 5 0 回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 2 0 区選挙区において、  
**神 奈 川 党** に所属する衆議院議員又は参議院議員として候補者  
届出要件該当確認書に記載されることを承諾します。

令和 6 年 10 月 15 日

政党その他の  
政治団体の名称 **神 奈 川 党**

代表者の氏名 **横 浜 太 郎** 殿

衆議院議員又は 参議院議員の別	選挙区	氏 名
参 議院議員	神奈川県	横 浜 太 郎
衆 議院議員	神奈川県第 1 区	横 浜 次 郎
参 議院議員	比例代表	横 浜 三 郎
参 議院議員	神奈川県	横 浜 四 郎
衆 議院議員	南関東	横 浜 五 郎
議院議員		
議院議員		
議院議員		
議院議員		
議院議員		

備考 「選挙区」欄は、参議院比例代表選出議員については、「比例代表」と記載してください。

104

(記載上の注意事項)

候補者届出政党の名称 (2 か所) 及び代表者の氏名を記載するとともに、欄内に国会議員別に衆議院議員又は参議院議員の別、選出された選挙区名及び氏名を記載してください。



(確認書に記載することができない者を記載していないことを候補者届出政党の代表者が誓う旨の) 宣誓書 (添付書類 2) (政党届出記載例 4)

(添付書類 2)

宣 誓 書

第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 20 区選挙区において、公職選挙法施行令第 88 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を本政党 (政治団体) に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を候補者届出要件該当確認書に記載していないことを誓います。

令和 6 年 10 月 15 日

政党その他の  
政治団体の名称

神 奈 川 党

本部の所在地

東京都千代田区霞が関▲丁目▲一▲

代表者の氏名

横 浜 太 郎

105

(記載上の注意事項)

候補者届出政党の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

候補者届出要件該当確認書

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員 選挙における本政党 (政治団体) の得票総数は 1,234,255 票であり、本政党 (政治団体) は、公職選挙法第86条第1項第2号に該当するものであります。

令和 6 年 10 月 15 日

政党その他の  
政治団体の名称 神奈川党

本部の所在地 東京都千代田区霞が関▲丁目▲-▲

代表者の氏名 横浜太郎

(内訳)

公職の候補者の氏名	選挙区	得票数
計		

備考 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合は、公職の候補者別の得票数の内訳を記載してください。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければなりませんので、その場合において「公職の候補者の氏名」欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載してください。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載してください。

(記載上の注意事項)

算定の対象となる選挙の執行年月日、選挙名及び得票総数を記載するとともに、候補者届出政党の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

## 候補者届出要件該当確認書

令和4年7月10日執行の 参議院選挙区選出議員 選挙における本政党 (政治団体) の得票総数は 1,854,175 票であり、本政党 (政治団体) は、公職選挙法第86条第1項第2号に該当するものであります。

令和 6 年 10 月 15 日

政党その他の  
政治団体の名称 神奈川党

本部の所在地 東京都千代田区霞が関▲丁目▲-▲

代表者の氏名 横浜太郎

(内訳)

公職の候補者の氏名	選挙区	得票数
横浜太郎	神奈川県	577,178
神奈川 一郎	千葉県	499,817
神奈川 二郎	東京都	500,381
神奈川 三郎	埼玉県	276,799
計		1,854,175

備考 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合は、公職の候補者別の得票数の内訳を記載してください。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票数の内訳を記載しなければなりませんので、その場合において「公職の候補者の氏名」欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載してください。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載してください。

106

## (記載上の注意事項)

算定の対象となる選挙の執行年月日、選挙名及び得票総数を記載するとともに、候補者届出政党の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

なお、算定の対象となる選挙が衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙又は参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙にあつては、併せて、算出の対象となる選挙の選挙期日に所属候補者であった者の氏名、立候補した選挙区名及び得票数を内訳に記載してください。

宣 誓 書

本政党（政治団体）は、第50回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第20区選挙区において、重ねて候補者の届出をしていないことを誓います。

令和 6 年 10 月 15 日

政党その他の  
政治団体の名称 神 奈 川 党

本部の所在地 東京都千代田区霞が関▲丁目▲-▲

代表者の氏名 横 浜 太 郎

(記載上の注意事項)

候補者届出政党の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

候補者となることの同意書

第50回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第20区選挙区において、  
神奈川党 の届出に係る候補者となることに同意  
します。

令和 6 年 10 月 15 日

政党その他の  
政治団体の名称 神奈川党

代表者の氏名 横浜太郎 殿

住 所 神奈川県横浜市中区  
日本大通2丁目2番2号

氏 名 選挙 太郎

(記載上の注意事項)

候補者届出政党の名称(2か所)及び代表者の氏名並びに候補者届出書に記載した候補者の住所及び氏名(戸籍名)を記載してください。

## 宣 誓 書

私は、公職選挙法第 86 条の 8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第 1 項、第 87 条（重複立候補等の禁止）第 1 項若しくは第 2 項、第 87 条の 2（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第 251 条の 2（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）又は第 251 条の 3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 20 区選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 6 年 10 月 15 日

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通  
2丁目2番2号

氏 名 選挙 太 郎

**(記載上の注意事項)**

候補者届出書に記載した候補者の住所及び氏名（戸籍名）を記載してください。

候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

第50回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 20 区選挙区における候補者となるべき者の選定機関及び選定手続については、下記のとおりです。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
神奈川県第 20 区選挙区選挙長 山田太郎 殿

政党その他の政治団体の名称 神奈川党  
本部の所在地 東京都千代田区霞が関▲丁目▲-▲  
代表者の氏名 横浜太郎

記

候補者となるべき者の選定機関	名称	神奈川党衆議院候補者委員会
	構成員の数	10人
	構成員の選出方法	総会において選挙により選出する。
候補者となるべき者の選定手続		各都道府県支部連合会より候補者の案を受け、各人について多数決により選定する。

第50回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 20 区選挙区における候補者となるべき者の選定が、上記の選定機関及び選定手続により、令和〇〇年 〇月 〇日に神奈川党本部において適正に行われたことを誓います。

令和 6 年 10 月 15 日

政党その他の政治団体の名称 神奈川党  
選定機関の名称 神奈川党衆議院候補者委員会  
選定機関の代表者の氏名 中太郎

110

(記載上の注意事項)

候補者届出政党の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を記載するとともに、欄内に選定機関の名称、その構成員の数、選出方法及び候補者となるべき者の選定手続を記載してください。併せて、宣誓書には、選定を行った年月日及び場所を記載するとともに、候補者届出政党の名称、選定機関の名称及び選定機関の代表者の氏名を記載してください。

(第4号様式  
印供第34号)

供託書・OCR用

(雑)

政党本部の所在地、名称及び代表者の資格・氏名(戸籍名)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	---

申請年月日	令和 年 月 日	供託カード番号
供託所の表示		( ) カードご利用の方は記入してください。

法令条項	公職選挙法第92条第1項
------	--------------

住所 (〒100-0015)  
東京都千代田区霞が関▲丁目▲-▲

氏名・法人名等

神	奈	川	党						
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

代表者等又は代理人住所氏名  
総裁 横浜 太郎

別添のとおり  
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託の原因たる事実

供託者は、令和6年10月27日に行われる予定の第50回衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員選挙神奈川県第20区において、当政党に所属する選挙太郎を候補者として当該選挙の選挙長に対し、立候補の届出をするため供託する。

選挙区の番号

候補者の氏名(戸籍名)

住所

氏名・法人名等

国									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別添のとおり  
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

供託により消滅すべき資格又は抵当権

反対給付の内容

供託金額

				¥	3	0	0	0	0	0	0	0	0
--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

供託カード発行

備考

官庁の名称  
衆議院小選挙区選出議員選挙神奈川県第20区選挙長

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。  
2. 本供託書は折り曲げないでください。

1. 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者氏名

カ	ナ	カ	ワ	ト	ウ														
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



通称認定申請書(政党届出)

ふ り が な せんきよ たろう  
 候補者の氏名 選挙 太郎

ふ り が な たろう  
 呼 称 せんきよ 太郎

第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 20 区選挙区において、公職選挙法施行令第 88 条第 8 項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
 神奈川県第 20 区選挙区選挙長 山田太郎 殿

政党その他の  
 政治団体の名称 神奈川県

本部の所在地 東京都千代田区霞が関▲丁目▲一▲

代表者の氏名 横浜太郎

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示してください。

121-1

(記載上の注意事項)

候補者届出書に記載した候補者の氏名(戸籍名)、呼称(通称認定申請しようとする呼称)、候補者届出政党の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

承 諾 書 (政党届出)

ふ り が な せんきよ たろう  
 候補者の氏名 選挙 太郎

ふ り が な たろう  
 呼 称 せんきよ 太郎

第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 20 区選挙区において、公職選挙法施行令第 88 条第 8 項の規定により上記の呼称を通称として申請することを承諾します。

令和 6 年 10 月 15 日

政党その他の 神 奈 川 党  
 政治団体の名称

代表者の氏名 横 浜 太 郎 殿

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通  
 2丁目2番2号

氏 名 選挙 太郎

(記載上の注意事項)

候補者届出書に記載した候補者の氏名(戸籍名)、呼称(通称認定申請しようとする呼称)、候補者届出政党の名称、代表者の氏名、候補者届出書に記載した候補者の住所及び氏名(戸籍名)を記載してください。

《本人届出の立候補届出書類の記載例》

候補者届出書（本人届出）

（本人届出記載例1）

通常の活字・書体にて可 神奈川 令和 年 月 日  
 ※午 前後 時 分受理

選挙長		主任	
-----	--	----	--

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな	かながわ たろう	性別	男
候補者	神奈川 太郎		
本籍	東京都千代田区霞が関2番地		
住所	神奈川県横浜市中区日本大通1丁目1番2号		
生年月日	昭和36年12月1日（満62歳）		
所属団体	横浜党	職業	会社役員
一のウェブサイト等のアドレス	<a href="https://www.kanagawa-taro.jp/">https://www.kanagawa-taro.jp/</a>		
選挙	第50回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第20区選挙区		
添付書類	1 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 2 団体所属に関する文書 3 団体所属証明書 4 供託書正本（供託したことの証明となる書面） 5 候補者の戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
 神奈川県第20区選挙区選挙長 山田太郎 殿

氏 名 神奈川 太郎

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載してください。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## (記載上の注意事項)

### 1 【全般的事項】

文字は、楷書で明確に記載してください。

### 2 【個別的事項】

#### (1) 候補者欄

ア 「氏名」は、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名(戸籍名)のとおりに記載してください。  
ただし、旧字、誤字、俗字で記載されている文字は現在通用している字体に直して記載してください。

イ 「ふりがな」は、ひらがなで記載してください。

なお、戸籍謄(抄)本に記載されている氏名以外の氏名を選挙運動で使用する場合(通称を使用する場合)にも戸籍名で記載してください(通称認定の申請については、11ページを参照してください。)

#### (2) 性別欄

男、女の別を記載してください。

#### (3) 本籍欄

戸籍謄(抄)本に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。

#### (4) 住所欄

住民票に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。

#### (5) 生年月日欄

ア 戸籍謄(抄)本又は住民票に記載されているとおりに、元号(昭和、平成)から記載してください。

イ 満年齢は、投票日(選挙の期日)現在で算定(巻末付録3(105ページ)を参照)して記載してください。

ウ 数字は、算用数字(1、2、3…)で記載してください。

#### (6) 所属団体欄

ア 団体所属証明書を有する者は、政党等名を記載してください。

イ 政党等に所属していない者は、「無所属」と記載してください。なお、政党等に所属していても団体所属証明書を添付しない者は「無所属」と記載してください。

#### (7) 職業欄

ア 主として生計を立てている職業を一つ記載してください(「主婦」「主夫」は、職業とは解されていけませんので無職と記載してください。)

《記載例》 ○○県(市) 議会議員、参議院議員、会社社長、団体役員、政党役員、会社員、  
弁護士……等

イ 兼職禁止の職にある者は、その職名を記載してください。

\*注1 衆議院議員との兼職禁止の職

① 参議院議員(憲法48)

② 国又は地方公共団体の公務員(国会法39)

\*注2 兼職禁止の職にある者は、法第89条により立候補することができず、もし、現職のまま立候補した場合には法第90条の規定により、立候補届出が受理されたと同時にその職を辞したものとみなされます。

#### (8) 一のウェブサイト等のアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレス

を記載することができます（アドレスは「http(s)」から記載してください）。記載しない場合は、空欄としてください。

なお、記載しない場合は、県選挙管理委員会からアドレスが周知されません。

(9) 選挙欄

選挙区名（第〇区選挙区）を記載してください。

(10) 添付書類欄

無所属の方は、「2 団体所属に関する文書」及び「3 団体所属証明書」を二本線で抹消してください。なお、政党等に所属していても「団体所属に関する文書」及び「団体所属証明書」を有しない場合は、無所属となります。

(11) 欄外下部の記載事項

ア 届出年月日（令和6年10月15日）を記載してください。

イ 選挙区名（第〇区選挙区）を記載してください。

ウ 選挙長名（別途お知らせします。）を記載してください。

エ 候補者欄に記載した氏名（戸籍名）を記載してください。

(12) 押印箇所について

抹消又は訂正した部分がある場合には、原則として候補者の印を押印のうえ修正してください。  
また枠外上部の「通常の活字・書体にて可」の右横に候補者の署名又は押印をしてください。

\*注 「通常の活字・書体にて可」とは、候補者届出書に記載された事項は、原則としてそのまま告示されることとなりますが、記載された者の筆勢やクセによる字体については、通常の活字書体で告示してよい旨を承諾していただくためのものです。

## 宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第1項、第87条（重複立候補等の禁止）第1項若しくは第2項、第87条の2（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第251条の2（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）又は第251条の3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により第50回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 20 区選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 6 年10月15日

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通  
1丁目1番2号

氏 名 神 奈 川 太 郎

## (記載上の注意事項)

候補者届出書に記載した候補者の住所及び氏名（戸籍名）を記載してください。

所属する政党（政治団体）に関する文書

私は、 横 浜 党 に所属する者であります。

令和 6 年 10 月 15 日

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通 1 丁目 1 番 2 号

氏 名 神 奈 川 太 郎

**(記載上の注意事項)**

団体所属証明書に記載した政党その他の政治団体の名称並びに候補者届出書に記載した候補者の住所及び氏名（戸籍名）を記載してください。

候補者の住所（住民票のとおりに記載）及び氏名（戸籍名）

供託書・OCR用 (雑)		<input type="checkbox"/> 字加入 <input type="checkbox"/> 字削除		係員印	受付	調査	記録	頁	(第4号様式 印付第34号)
申請年月日 令和 年 月 日	供託カード番号 ( ) <small>カードご利用の方は記入してください。</small>	法令条項 公職選挙法第92条第1項		供託の原因たる事実 供託者は、令和6年10月27日に行われる予定の第50回衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員選挙神奈川県第20区の選挙長に対し、立候補の届出をするため供託する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">選挙区の番号</div>					
供託所の表示	住所 (〒 231-8588) 神奈川県横浜市中区日本大通1丁目1番2号	氏名・法人名等 神 奈 川 太 郎							
供託者の住所氏名 <small>代表者等又は代理人住所氏名</small>	住所 氏名・法人名等 国	<input type="checkbox"/> 別添のとおり <small>ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。</small>		<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき買権又は抵当権 <input type="checkbox"/> 反対給付の内容					
被供託者の住所氏名	住所 氏名・法人名等	<input type="checkbox"/> 別添のとおり <small>ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。</small> <input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する。		備考 官庁の名称 衆議院小選挙区選出議員選挙神奈川県第20区選挙長					
供託金額 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0	年 月 日		<input type="checkbox"/> 供託カード発行						
(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。 2. 本供託書は折り曲げないでください。									
1. 濁点、半濁点は1マスを使用してください。	供託者ナカ氏 カ ナ カ ワ タ ロ ウ								

供託書・OCR用

(本人届出記載例4)



通称認定申請書 (個人届出)

ふ り が な                               かながわ                た ろ う  
候 補 者 の 氏 名                           神 奈 川                太 郎

---

ふ り が な                               かながわ  
呼 称                                        神 奈 川                た ろ う

---

第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙の神奈川県第 20 区選挙区において、公職選挙法施行令第 88 条第 9 項において準用する同条第 8 項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 6 年 10 月 15 日

衆議院小選挙区選出議員選挙  
神奈川県第 20 区選挙区選挙長               山 田 太 郎               殿

住 所                       神奈川県横浜市中区日本大通 1 丁目 1 番 2 号

氏 名                       神 奈 川 太 郎

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示してください。

121-2

**(記載上の注意事項)**

候補者届出書に記載した候補者の氏名 (戸籍名)、呼称 (通称認定申請しようとする呼称)、候補者届出書に記載した候補者の住所及び氏名 (戸籍名) を記載してください。

## 4 立候補の届出をしたときに交付される物件等

(1) 候補者の選挙運動用物件等として選挙長又は当該選挙管理委員会から交付されるもの

### ア 物件、証明書等

No.	名 称	枚数等
1	選挙事務所標札	1 枚
2	自動車・船舶用表示板	1 枚
3	拡声機用表示板	1 枚
4	乗車・乗船章(腕章)	4 枚
5	選挙運動員章(腕章)	11 枚
6	標 旗	1 流
7	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
8	選挙運動用通常葉書差出票	70 枚
9	選挙運動用ビラ証紙交付票	1 枚
10	新聞広告掲載証明書	5 枚
11	新聞広告掲載承諾通知書	5 枚
12	個人演説会用立札、看板類表示板	5 枚
13	個人演説会用立札、看板類表示板ケース	5 枚
14	公職の候補者旅客運賃後払証	15 枚
15	選挙運動費用支出制限額告知書	1 枚

### イ 諸用紙等 (既にお渡しした場合を除きます。)

No.	名 称
1	候補者用届出等諸用紙 (政党届出用又は個人届出用) ※ 1
	(1) 選挙事務所設置・異動(廃止)届用紙
	(2) 選挙運動用ビラ届出書用紙
	(3) 個人演説会開催申出書用紙
	(4) 出納責任者選任(異動)届用紙
	(5) 届出書(報酬を支給する者の届出書)用紙
	(6) 開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書用紙
	(7) 選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書用紙
	(8) 選挙人名簿登録証明書用紙 (第7区選挙区に限り必要です。)
(9) 選挙運動費用収支報告書用紙(「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書用紙」・「振込明細書に係る支出目的書用紙」を含みます。)	
2	候補者経歴書用紙 ※ 1
3	経歴放送の実施について ※ 1
4	経歴放送のご案内(NHK) ※ 1
5	衆議院小選挙区選出議員選挙に伴う候補者の選挙郵便ご担当の皆さまへ(日本郵便株式会社) ※ 1
6	選挙公報関係諸用紙等
	(1) 選挙公報掲載申請書用紙 ※ 1
	(2) 選挙公報掲載文原稿用紙
	(3) 選挙公報掲載文原稿見本 ※ 1
7	(4) 選挙公報掲載文原稿用紙ケース
	選挙公報掲載申請のしおり ※ 1

8	公費負担（自動車等）諸用紙 ※1
	(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担諸用紙
	(2) ビラ作成の公費負担諸用紙
	(3) ポスター作成の公費負担諸用紙
	(4) 通常葉書作成の公費負担諸用紙
	(5) 選挙事務所用立札・看板作成の公費負担諸用紙
	(6) 自動車等取付用立札・看板作成の公費負担諸用紙
(7) 個人演説会場用立札・看板作成の公費負担諸用紙	
9	公費負担のしおり（自動車等）※1
10	候補者のしおり（本書）※1
11	衆議院選挙の手引

※1 県選挙管理委員会のホームページに掲載しますので、必要に応じダウンロードのうえ、使用してください。

## ウ 交付方法

候補者の物件等については、当該選挙管理委員会において立候補届出受理後に候補者ごとに交付します。なお、物件等の交付の際に受領者の本人確認のうえ受領書に署名をいただきますので、受領者の本人確認書類を必ず持参してください。

## (2) 候補者届出政党の選挙運動用物件等として県選挙管理委員会から県内分を一括で交付されるもの

### ア 物件、証明書等

No.	名 称	枚 数 等		
1	選挙事務所標札	県内届出候補者の数 (選挙区ごとに1枚)		
2	自動車・船舶用表示板	県内届出候補者数	枚 数	
		1人～12人	1枚	
		13人～20人	2枚	
3	拡声機用表示板	県内届出候補者数	枚 数	
		1人～12人	1枚	
		13人～20人	2枚	
4	候補者届出政党用通常葉書使用証明書	県内届出候補者の数		
5	選挙運動用ビラ証紙交付票	県内届出候補者の数 (選挙区ごとに1枚)		
6	選挙運動用ポスター証紙交付票	県内届出候補者の数 (選挙区ごとに1枚)		
7	新聞広告掲載証明書	県内届出候補者数	証明書	通知書
		1人～5人	16枚	8枚
8	新聞広告掲載承諾通知書	6人～10人	32枚	16枚
		11人～15人	48枚	24枚
		16人～20人	64枚	32枚
9	政党演説会用立札・看板類表示板	県内届出候補者の数の2倍の数 (選挙区ごとに2枚)		
10	政党演説会用立札・看板類表示板ケース	県内届出候補者の数の2倍の数		

イ 諸用紙等（既にお渡しした場合を除きます。）

No.	名 称
1	選挙事務所設置・異動(廃止)届用紙 ※1
2	政党演説会開催申出書用紙 ※1
3	政見放送関係諸用紙 ※1
	(1) 政見放送申込書用紙
	(2) A・Bディスク録画（録音）方式届（政見放送申込書別紙1）用紙
	(3) 字幕により届出候補者を紹介する場合の紹介順位及び氏名（政見放送申込書添付書類1）用紙
	(4) 複数方式に出席する届出候補者の氏名(政見放送申込書添付書類2)用紙
	(5) Aディスク及びBディスクを収録又は提出する候補者届出政党の各ディスクの放送日時指定の通知書（政見放送申込書別紙2）用紙
	(6) 代理人証明書用紙
4	政見放送の実施について ※1
5	政見放送のご案内（放送局 3社） ※1
6	衆議院小選挙区選出議員選挙に伴う候補者届出政党の選挙郵便ご担当の皆さまへ（日本郵便株式会社） ※2
7	公費負担（政見放送）諸用紙 ※1
8	公費負担のしおり（政見放送） ※1
9	候補者のしおり（本書） ※1
10	衆議院選挙の手引

※1 県選挙管理委員会のホームページに掲載しますので、必要に応じダウンロードのうえ、使用してください。

※2 県選挙管理委員会からメール送付します。

ウ 交付方法

候補者届出政党の物件等については、県選挙管理委員会（公示日は、県庁エネルギーセンター一棟1階）において県内分を一括して交付します。

交付は、10月15日午前9時30分から開始しますが、当日の交付の順序は次の方法により決定します。

(ア) 交付の順序を決めるくじ

午前9時15分までに物件等交付申請があった場合で、いずれかの選挙区で立候補届出(政党届出)が受理されていることが確認された候補者届出政党については、午前9時30分に次の予備くじ及び本くじを引き、交付の順序を決めます。

\* 「予備くじ」…本くじを引く順序を決めるため、到着順により引くくじをいいます。

\* 「本くじ」…物件等の交付順序を決めるため、予備くじの結果の順序により引くくじをいいます。

なお、申請にあたっては、物件等交付申請書に所要事項を記載して申請してください（代表者の氏名については、都道府県単位の支部（いわゆる県連合会及び県委員会等。以下「県連合会等」といいます。）の代表者の氏名でも差し支えありません。

(イ) 物件等の交付

(ア)によって交付の順序が決まりますと、この順序によって物件等の交付を開始します。

(注1) 10月15日の午前9時15分までにおいでにならなかった候補者届出政党（午前9時15分後においでになった候補者届出政党）又はいずれの選挙区においても立候補届出が受理されていない候補者届出政党は、くじを引いた候補者届出政党の後に交付します。したがって、これらの候補者届出政党は、その政党届出の受理の確認の順序によって受付を行うこととなります。

(注2) 物件等の交付の際に、受領者の本人確認のうえ受領書に署名をいただきますので、受領者の本人確認書類を必ず持参してください。

(3) 物件等の再交付

これらの交付物件等を汚損又は破損して使用に耐えないときは、再交付申請書（用紙は、県選挙管理委員会にあります。）を、候補者の選挙運動用物件等にあつては当該選挙管理委員会に、候補者届出政党の選挙運動用物件等にあつては県選挙管理委員会に提出して、そのものと引換えに新品の再交付を受けてください。交付物件等を紛失又は焼失したときは、再交付申請書により、再交付を申請してください。

また、交付物件等を紛失した場合は、警察署に紛失届を提出のうえ、再交付の申請を行ってください。

ただし、候補者用通常葉書使用証明書、候補者届出政党用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、新聞広告掲載証明書又は公職の候補者旅客運賃後払証を紛失又は焼失した場合は、原則として再交付しませんから十分注意してください。

# 第3 立候補の届出を行ってから

## 1 選挙運動の概要

衆議院小選挙区選出議員選挙では、候補者個人が選挙運動を行うことができるほか、候補者届出政党も選挙運動を行うことができます。候補者個人及び候補者届出政党ができる選挙運動の概要は、次のとおりです。

項目	候補者個人	候補者届出政党
選挙事務所	・ 1箇所	・ 候補者を届け出た選挙区ごとに1箇所
自動車(船舶) ・ 拡声機	・ 各1	候補者を届け出た都道府県において (届出候補者数3人まで) 各1 (超える10人ごと) 各1追加
通常葉書	・ 35,000枚以内	候補者を届け出た都道府県において ・ 2万枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内
ビラ	・ 2種類以内 ・ 7万枚以内 ・ 規格制限あり(29.7cm×21cm:A4判以内)	候補者を届け出た選挙区において ・ 種類制限なし ・ 4万枚以内 ・ 規格制限あり(42cm×29.7cm:A3判以内)
パンフレット 又は書籍	制度なし	総務大臣に届け出たもの2種類(1種類は要旨等を記載したもの)で本部において直接発行するもの
ポスター	・ ポスター掲示場ごとに1枚 ・ 選挙運動用ポスターと個人演説会告知ポスターを合わせて作成した場合の規格は42cm×40cm以内	候補者を届け出た選挙区において ・ 1,000枚以内 ・ 規格制限あり(85cm×60cm:A1判以内)
インターネット	(ウェブサイト等) ※第三者も含めて選挙運動が可能 ・ 電子メールアドレス等の表示義務あり(電子メール) ※第三者は電子メールを使用した選挙運動はできない ・ 電子メール送信者等の表示義務あり ・ 送信先の限定あり (有料インターネット広告) ・ 使用できない	(ウェブサイト等) ※第三者も含めて選挙運動が可能 ・ 電子メールアドレス等の表示義務あり(電子メール) ※第三者は電子メールを使用した選挙運動はできない ・ 電子メール送信者等の表示義務あり ・ 送信先の限定あり (有料インターネット広告) ・ 候補者届出政党・名簿届出政党等の選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクした政治活動用有料インターネット広告が可能
新聞広告	・ 9.6cm×2段×5回	・ 当該都道府県における届出候補者数(16人を超える場合は16人)に応じて定められた寸法、回数
政見放送	制度なし	・ NHK、基幹放送事業者 ・ 当該都道府県における届出候補者数(12人を超える場合は12人)に応じて定められた時間数以内
経歴放送	・ NHK ・ ラジオおおむね10回、テレビ1回 (個人届出による候補者にとっては、その所属党派の名称は放送されない。)	制度なし
個人・政党演説会	・ 回数制限なし(ただし、同時開催5か所以内)	・ 回数制限なし(ただし、候補者を届け出た選挙区において同時開催2か所以内) ・ 候補者の届出を行わない選挙区においては開催不可
街頭演説	・ 演説者がその場にとどまり、標旗(候補者1人1流)を掲げる。 ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員の制限: 候補者1人につき15人以内	・ 停止した車上又は船上及びその周囲 ・ 午前8時から午後8時まで ・ 選挙運動員の制限なし
選挙公報	・ 選挙ごと1回発行	制度なし
投票所内等の氏名等掲示	・ 候補者の氏名及び届出を行った候補者届出政党の名称を掲載(個人届出による候補者にとっては、その所属党派の名称は掲載されません。)	

## 2 選挙事務所

### (1) 候補者の選挙事務所

ア 候補者の選挙事務所は1候補者につき1箇所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができ、この期間内はいつでも選挙事務所を異動(移転又は廃止)することができますが、1日に1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含みます。)することはできません(法131-1①、-2)。

イ 候補者の選挙事務所の設置は、選挙の当日については、当該選挙の投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限られます。なお、選挙の当日、この300mの区域内に該当する選挙事務所は前日までに廃止又は移転しなければなりません。廃止又は移転した場合は、直ちにその旨をウにより当該選挙管理委員会及び所在地の市区町村選挙管理委員会に届け出なければなりません(法132)。

ウ 候補者の選挙事務所を設置、移転又は廃止した場合は、次により、**選挙事務所設置・異動(廃止)届**を直ちに提出しなければなりません(法130-2、令108)。

#### (ア) 設置又は廃止した場合

当該選挙管理委員会及び設置又は廃止した所在地の市区町村選挙管理委員会に提出してください。

#### (イ) 移転した場合

当該選挙管理委員会並びに前所在地の市区町村選挙管理委員会及び新所在地の市区町村選挙管理委員会(同一市区町村内での移転の場合は、当該選挙管理委員会及び当該市区町村選挙管理委員会)に提出してください。

エ 候補者の選挙事務所の入口には、立候補届出のときに交付される選挙事務所の標札を必ず掲示しなければなりません(法131-3)。

オ 候補者の選挙事務所を設置(異動)することができる者は、候補者又はその推薦届出者(推薦届出者が数人あるときはその代表者)です(法130-1①)。

推薦届出者が選挙事務所の設置(異動)を届け出る場合は、**選挙事務所設置(異動)承諾書**(用紙は、県選挙管理委員会にあります。)をその届出書に添付しなければなりません。この場合、推薦届出者が数人あるときは、**推薦届出代表者証明書**(用紙は、県選挙管理委員会にあります。)を併せて添えなければなりません(令108-2、-3)。

カ 選挙事務所のほかは、選挙運動員が集会する場所等選挙事務所に類似の施設(休憩所、連絡所等)は、いかなる名称をもってしても設置することはできません(法133)。

キ 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類(大きさは、縦350cm、横100cm以内)の数は、通じて3を超えることができず、また、ちょうちん(大きさは、高さ85cm、直径45cm以内)は、1個に限られます(法143-7、-9、-10)。

ク 選挙事務所の標札は、選挙期日後直ちに当該選挙管理委員会に返してください。

ケ 候補者は、候補者の選挙事務所用立札・看板を有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法143-14、令110の2)。

なお、候補者の選挙事務所用立札・看板の作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり(自動車等)」で説明してありますのでご覧ください。

## (2) 候補者届出政党の選挙事務所

ア 候補者届出政党の選挙事務所は候補者を届け出た選挙区ごとに候補者の選挙事務所とは別に1箇所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができ、この期間内はいつでも選挙事務所を異動(移転又は廃止)することができますが、1日に1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含みます。)することはできません(法131-1①、-2)。

イ 候補者届出政党の選挙事務所の設置は、選挙の当日については、当該選挙の投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限られます。なお、選挙の当日、この300mの区域内に該当する選挙事務所は前日までに廃止又は移転しなければなりません、廃止又は移転した場合は、直ちにその旨をウにより当該選挙管理委員会及び所在地の市区町村選挙管理委員会に届け出なければなりません(法132)。

ウ 候補者届出政党の選挙事務所を設置、移転又は廃止した場合は、次により、**選挙事務所設置・異動(廃止)届**を直ちに提出しなければなりません(法130-2、令108)。

(ア) 設置又は廃止した場合

当該選挙管理委員会及び設置又は廃止した所在地の市区町村選挙管理委員会に提出してください。

(イ) 移転した場合

当該選挙管理委員会並びに前所在地の市区町村選挙管理委員会及び新所在地の市区町村選挙管理委員会(同一市区町村内での移転の場合は、当該選挙管理委員会及び当該市区町村選挙管理委員会)に提出してください。

エ 候補者届出政党の選挙事務所の入口には、県選挙管理委員会から交付される選挙事務所の標札を必ず掲示しなければなりません(法131-3)。

オ 候補者届出政党の選挙事務所を設置(異動)することができる者は、候補者届出政党です(法130-1①)。

なお、届出書に記載する候補者届出政党の代表者の氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。

カ 選挙事務所のほかは、選挙運動員が集会する場所等選挙事務所に類似の施設(休憩所、連絡所等)は、いかなる名称をもってしても設置することはできません(法133)。

キ 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類(大きさは、縦350cm、横100cm以内)の数は、選挙事務所ごとに通じて3を超えることができず、また、ちょうちん(大きさは、高さ85cm、直径45cm以内)は、1個に限られます(法143-7、-9、-10)。

ク 選挙事務所の標札は、選挙期日後直ちに県選挙管理委員会に返してください。

ケ 候補者届出政党の選挙事務所用立札・看板の作成については公費負担の制度はありません。



### 3 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機

#### (1) 候補者の選挙運動用自動車、船舶及び拡声機

ア 候補者が主として選挙運動に使用する自動車（道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいいます。以下「自動車」といいます。）と船舶は、いずれか1台(1隻)に限り使用でき、立候補届出のときに交付される表示板を、自動車にあっては前面に、船舶にあっては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません（法141-1①、-5、執規5）。

イ 候補者が、選挙運動に使用できる自動車は、次の乗用の自動車1台に限られます（法141-1①、-6、令109の3）。

なお、その構造上宣伝を主たる目的とする自動車は、使用を禁止されています（法141-1①）。

(ア) 乗車定員4人以上10人以下の小型（軽を含みます。）自動車（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます。）

(イ) 4輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除きます。）

(ウ) (ア)及び(イ)以外の乗車定員10人以下の乗用自動車（2輪自動車（側車付きのものを含みます。）以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます。）

ウ イの自動車車体に立札、看板を掲示する場合等において、その取付方法によっては、警察署長の許可が必要となります（道路交通法56、57）ので、出発地を管轄する警察署と事前に相談してください。

また、看板の取付方法によっては、看板ではなく立体感をもつ広告塔やあんどんと認められ、規制を受ける場合がありますので注意してください。

このほか、自動車の使用については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路交通法等による規制を受けますから注意してください。

エ 自動車(船舶)に乗車(乗船)する者は、候補者（小選挙区選出議員選挙の候補者に限りま

す。）及び自動車の運転手（1人に限りま

す。）又は船舶の運航に従事する船員（人数に制限はありません。）を除いて1台(1隻)につき4人を超えることはできません。この4人は、立候補届出のときに交付される乗車・乗船章(腕章)を着用していなければなりません（法141の2）。

オ 候補者が主として選挙運動用として使用できる拡声機（携帯用のものを含みます。以下同じ。）は1そろいですが、これには立候補届出のときに交付される表示板を送話口の下部等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません（法141-1①、-5、執規5）。

なお、上記のほか個人演説会(演説を含みます。)の場合に限り、その開催中、その会場別に1そろい使用しても差し支えないことになっており、これには表示板を付ける必要はなく、会場に備え付けてあるものでも他から持参したものでも構いません(法141-1ただし書)。

カ 表示板及び乗車・乗船章(腕章)は、選挙期日後直ちに当該選挙管理委員会へ返してください。

キ 主として選挙運動用として使用される自動車又は船舶の上では、午前8時から午後8時ま

での間に限って連呼行為が許されます(法140の2-1ただし書)。

ただし、連呼行為をする者は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいいます。以下同じ。)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません(法140の2-2)。

なお、神奈川県では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年県規則第113号)」第46条において商業用の宣伝放送を行う者の遵守事項について、次のように規定しておりますのでこれに準じてご協力をお願いします。

- 同一場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと。
- 拡声機から発する音量は、騒音の規制基準値(例えば、第一種低層住居専用地域で午前8時から午後6時までの場合、50デシベル)プラス10デシベルの音量の範囲内とすること。この場合において音量は、音源から1メートルの位置において測定した音量とすること。また、地形等の周囲の環境によっては、音が反響し、増幅される地域もありますので、ご配慮をお願いします。

ク 候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいいます。)その他の者との契約により候補者の選挙運動用自動車を有償で使用した場合又は候補者の選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板を有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で使用又は作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その経費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法141-7、143-14、令109の4、110の3)。

なお、候補者の選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり(自動車等)」で説明してありますのでご覧ください。

## (2) 候補者届出政党の選挙運動用自動車、船舶及び拡声機

ア 候補者届出政党が県内で主として選挙運動に使用する自動車と船舶は、候補者の使用する自動車及び船舶とは別に候補者届出政党の県内届出候補者数に応じて次の台(隻)数以内に限り使用でき、県選挙管理委員会から交付される表示板を、自動車にあつては前面に、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません(法141-2、-5、執規5)。

県内届出候補者数	台(隻)数
1~12人	1台(隻)
13~20人	2台(隻)

イ 候補者届出政党の選挙運動用自動車は、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車であればその種類に制限はありません。

ウ イの自動車車体に立札、看板を掲示する場合等において、その取付方法によっては、警察署長の許可が必要となります（道路交通法56、57）ので、出発地を管轄する警察署と事前に相談してください。

また、看板の取付方法によっては、看板ではなく立体感をもつ広告塔やあんどんと認められ、規制を受ける場合がありますので注意してください。

このほか、自動車の使用については、道路運送車両法、道路運送法、道路交通法等による規制を受けますから注意してください。

エ 候補者届出政党の選挙運動用自動車(船舶)に乗車(乗船)する者には、人数に制限はありません。従って、腕章を着用する必要もありません。

オ 候補者届出政党が主として選挙運動用として使用する拡声機は、候補者の使用する拡声機とは別に候補者届出政党の県内届出候補者数に応じて次の数以内に限り使用でき、これには県選挙管理委員会から交付される表示板を送話口の下部等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません(法141-2、-5、執規5)。

県内届出候補者数	数
1～12人	1 そろい
13～20人	2 そろい

なお、上記のほか政党演説会(演説を含みます。)の場合に限り、その開催中、その会場で別に1そろい使用しても差し支えないことになっており、これには表示板を付ける必要はなく、会場に備え付けてあるものでも他から持参したものでも構いません(法141-2ただし書)。

カ 表示板は、選挙期日後直ちに県選挙管理委員会へ返してください。

キ 主として選挙運動用として使用される自動車又は船舶の上では、午前8時から午後8時までの間に限って連呼行為が許されます(法140の2-1ただし書)。

ただし、連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません(法140の2-2)。

なお、神奈川県では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」第46条において商業用の宣伝放送を行う者の遵守事項について、次のように規定しておりますのでこれに準じてご協力をお願いします。

○ 同一場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと。

○ 拡声機から発する音量は、騒音の規制基準値(例えば、第一種低層住居専用地域で午前8時から午後6時までの場合、50デシベル)プラス10デシベルの音量の範囲内とすること。この場合において音量は、音源から1メートルの位置において測定した音量とすること。また、地形等の周囲の環境によっては、音が反響し、増幅される地域もありますので、ご配慮をお願いします。

ク 候補者届出政党の選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の作成については、公費負担の制度はありません。

## 4 選挙運動用通常葉書

### (1) 候補者の選挙運動用通常葉書

ア 候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、立候補届出の日から選挙期日(投票日)の前日までに、35,000枚を頒布することができます(法142-1①)。

イ 候補者の選挙運動用通常葉書は、立候補届出のときに交付される候補者用通常葉書使用証明書を横浜港郵便局(横浜市中区日本大通5-3 電話 0570-943-550)、神奈川郵便局(横浜市神奈川区新浦島町2-1-10 電話 0570-200-151)、川崎港郵便局(川崎市川崎区南渡田町1-3 電話 0570-004-825)、平塚郵便局(平塚市追分1-33 電話 0570-943-240)又は綾瀬郵便局(綾瀬市小園698-7 電話 0570-943-646)のいずれかの郵便局に提示して交付を受けることになっています。

なお、その際、併せて受領証を提出していただきますので候補者の印鑑を持参してください(公職選挙郵便規則(昭和25年郵政省令第4号)2、平成28年4月1日日本郵便株式会社公告)。

ウ 候補者が手持ちの日本郵便株式会社が発行する葉書(以下「会社発行葉書」といいます。)又は私製葉書を使用するときは、イの証明書を添えて横浜港郵便局、神奈川郵便局、川崎港郵便局、平塚郵便局又は綾瀬郵便局のいずれかの郵便局に提出して選挙用の表示を受けなければなりません。

なお、手持ちの会社発行葉書を使用した場合は、当該葉書の購入費用は返金できませんのでご注意ください。

エ 候補者の選挙運動用通常葉書を差し出すときは、立候補届出のときに交付される選挙運動用通常葉書差出票を添えて必ず「郵便物の配達事務を取り扱う郵便局」のゆうゆう窓口に差し出すことになっていますので、ポストに投函しないようにしてください。

オ エの選挙運動用通常葉書差出票1枚で差し出すことのできる候補者の選挙運動用通常葉書の枚数は、500枚までです。したがって、500枚を超えて選挙運動用通常葉書を差し出すときは、その超える分につき500枚以内ごとに、新たな差出票が必要になります。

なお、詳しくは、選挙運動用通常葉書差出票の裏面に使用上の注意事項が書いてありますから参照してください。

カ 候補者の選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損したもの(以下「書損葉書」といいます。)については、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書に新たに選挙用の表示を受けて選挙運動用通常葉書として使用することができます。この場合は、書損葉書及び候補者用通常葉書使用証明書を添えて、交付又は選挙用の表示を受けた郵便局に通常葉書を提出し、選挙用の表示を受けてください(公職選挙郵便規則6-1)。

キ 書留、速達等の特殊取扱は認められません(私製葉書の表面の色彩は、白色又は淡色でなければなりません(内国郵便約款22)。)。

ク 交付又は選挙用の表示を受けた候補者の選挙運動用通常葉書は、他人に譲渡することはできません(法177-2)。

ケ 候補者は、候補者の選挙運動用通常葉書を有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料(公費負担)で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法142-10、令109の7)。

なお、候補者の選挙運動用通常葉書の作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり(自動車等)」で説明してありますのでご覧ください。

## (2) 候補者届出政党の選挙運動用通常葉書

- ア 候補者届出政党が選挙運動のために使用する通常葉書は、立候補届出の日から選挙期日(投票日)の前日までに、20,000枚に県内届出候補者数を乗じて得た枚数を県内で頒布することができます(法142-2)。なお、この葉書は有料となります(法142-5)。
- イ 候補者届出政党の選挙運動用通常葉書は、県選挙管理委員会で交付される**候補者届出政党用通常葉書使用証明書**を横浜港郵便局(横浜市中区日本大通5-3 電話 0570-943-550)、神奈川郵便局(横浜市神奈川区新浦島町2-1-10 電話 0570-200-151)、川崎港郵便局(川崎市川崎区南渡田町1-3 電話 0570-004-825)、平塚郵便局(平塚市追分1-33 電話0570-943-240)又は綾瀬郵便局(綾瀬市小園698-7 電話 0570-943-646)のいずれかの郵便局に提示して買い受けることになっています(公職選挙郵便規則3の2、平成28年4月1日日本郵便株式会社公告)。
- ウ 候補者届出政党が手持ちの会社発行葉書又は私製葉書を使用するときは、イの証明書を添えて横浜港郵便局、神奈川郵便局、川崎港郵便局、平塚郵便局又は綾瀬郵便局のいずれかの郵便局に提出して選挙用の表示を受けなければなりません。
- エ 候補者届出政党の選挙運動用通常葉書を差し出すときは、必ず「郵便物の配達業務を取り扱う日本郵便株式会社の郵便局」のゆうゆう窓口に差し出すことになっていますので、ポストに投函しないようにしてください。
- オ 候補者届出政党の選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損したもの(以下「書損葉書」といいます。)については、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書に新たに選挙用の表示を受けて選挙運動用通常葉書として使用することができます。この場合は、書損葉書及び候補者用通常葉書使用証明書を添えて、買い受け又は選挙用の表示を受けた郵便局に通常葉書を提出し、選挙用の表示を受けてください(公職選挙郵便規則6-1)。
- カ 書留、速達等の特殊取扱は認められません(私製葉書の表面の色彩は、白色又は淡色でなければなりません(内国郵便約款22)。)。
- キ 買い受け又は選挙用の表示を受けた候補者届出政党の選挙運動用通常葉書は、他人に譲渡することはできません(法177-2)。
- ク 候補者届出政党の選挙運動用通常葉書の作成については、公費負担の制度はありません。

## 5 選挙運動用ビラ

### (1) 候補者の選挙運動用ビラ

- ア 候補者が選挙運動のために頒布できる選挙運動用ビラは、候補者1人につき2種類以内で、その限度枚数は70,000枚です(法142-1①)。
- なお、限度枚数の範囲内で1種類又は2種類のビラを作成し、頒布できます。
- おって、ビラは、**選挙運動用ビラ届出書**(ビラの見本3枚(2種類の場合は、それぞれ3枚)を添付してください。)により当該選挙管理委員会にあらかじめ届け出てください(執規8)。
- イ 候補者の選挙運動用ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm(A4判)を超えてはなりません(法142-8)。なお、形には制限はありません。

ウ 候補者の選挙運動用ビラは、その表面に頒布責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所並びに印刷者の氏名及び住所（法人にあっては名称；「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地）を記載しなければなりません（法142-9）。

エ 候補者の選挙運動用ビラは、当該選挙管理委員会から交付される選挙運動用ビラ証紙（候補者用）を貼らなければ頒布することができません。この証紙は、立候補届出のときに交付される選挙運動用ビラ証紙交付票に所要事項を記入し、当該選挙管理委員会に提出して、交付を受けてください（法142-7、執規8の2）。

オ 候補者の選挙運動用ビラの頒布は、次の方法に限られています（法142-6、令109の6）。よって、ポスティングはできません。

(ア) 新聞折込みによる頒布

(イ) 当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(ウ) 当該候補者を届け出た候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(エ) 当該候補者を届け出た候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(オ) 当該候補者が所属する衆議院名簿届出政党等（本人届出又は推薦届出において候補者が所属するものとして届出があったものに限り。）の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

カ 交付を受けた選挙運動用ビラ証紙は、他人に譲渡することはできません（法177-2）。

キ 候補者は、候補者の選挙運動用ビラを有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります（法142-10、令109の8）。

なお、候補者の選挙運動用ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり（自動車等）」で説明してありますのでご覧ください。

## (2) 候補者届出政党の選挙運動用ビラ

ア 候補者届出政党が頒布できる選挙運動用ビラの限度枚数は、候補者を届け出た選挙区ごとに40,000枚です（法142-2）。

なお、限度枚数の範囲内であれば、ビラの種類に制限はありません。

イ 候補者届出政党の選挙運動用ビラの大きさは、長さ42cm、幅29.7cm(A3判)を超えてはなりません（法142-8）。

ウ 候補者届出政党の選挙運動用ビラは、その表面に頒布責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所、印刷者の氏名及び住所（法人にあっては名称；「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地）並びに候補者届出政党の名称を記載しなければなりません（法142-9）。

エ 候補者届出政党の選挙運動用ビラは、県選挙管理委員会から交付される選挙運動用ビラ証紙（候補者届出政党用）を貼らなければ頒布することができません（ビラ証紙は、選挙区ご

とに区分されていますので、頒布しようとする選挙区に対応する選挙区の番号が記載されたビラ証紙を貼らなければなりません。)。この証紙は、県選挙管理委員会から、候補者届出政党が候補者を届け出た選挙区ごとに1枚ずつ交付される選挙運動用ビラ証紙交付票に所要事項を記入し（代表者の氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。）、県選挙管理委員会に提出して、交付を受けてください(法142-7、執規8の2)。

オ 候補者届出政党の選挙運動用ビラの頒布は、次の方法に限られています(法142-6、令109の6)。よって、ポスティングはできません。

(ア) 新聞折込みによる頒布

(イ) 当該候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(ウ) 当該候補者届出政党が届け出た候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(エ) 当該候補者届出政党である衆議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

カ 交付を受けた選挙運動用ビラ証紙は、他人に譲渡することはできません(法177-2)。

キ 候補者届出政党の選挙運動用ビラの作成については、公費負担の制度はありません。

## 6 選挙運動用パンフレット又は書籍（候補者届出政党のみ対象）

(1) 選挙運動のために頒布できるパンフレット又は書籍(以下「パンフレット等」といいます。)は、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が、当該候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等（以下、「当該政党等」といいます。）の本部において直接発行するもので国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又は要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ1種類のものです（法142の2-1）。

(2) パンフレット等の頒布は、次の方法に限られています（法142の2-2）。よって、ポスティングはできません。

ア 当該政党等の選挙事務所内、政党演説会若しくは政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

イ 当該政党等に所属する者である当該衆議院議員総選挙における公職の候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

(3) 当該政党等の代表者を除き、当該政党等に所属する者である当該衆議院議員の総選挙における公職の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません（法142の2-3）。

(4) パンフレット等には、その表紙に、当該政党等の名称、頒布責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所、印刷者の氏名及び住所（法人にあっては名称；「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地）並びに(1)のパンフレット等である旨を表示する記号を記載しなければなりません（法142の2-4）。

## 7 選挙運動用ポスター

### (1) 候補者の選挙運動用ポスター

- ア 候補者の選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cmを超えてはなりません（法144-4）。なお、ポスターは縦長、横長のいずれでも可です。
- イ 候補者の選挙運動用ポスターには、その表面に掲示責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所並びに印刷者の氏名及び住所（法人にあっては名称；「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地）を記載しなければなりません（法144-5）。
- ウ 候補者の選挙運動用ポスターは、市区町村選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外には掲示できませんので注意してください（法143-3）。
- エ ポスター掲示場には、立候補の届出の順序と同一の番号を表示した掲示区画に候補者の選挙運動用ポスター及び次で述べる個人演説会告知用ポスターをそれぞれ1枚だけ掲示することができます（法143-3、144の2-5、執規10の3-3）。なお、掲示区画に誤りがないよう、掲示の際には十分注意してください。
- オ 候補者の選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターは、エで述べたようにそれぞれ個別に作成して掲示することができるほか、これらのポスターを合わせて1枚として作成し、掲示することもできます（法143-12）。この場合、ポスターの大きさは、長さ42cm、幅40cm以内で、個人演説会の日時及び場所を必ず記載しなければなりません（掲示責任者の氏名及び住所は、1箇所記載すれば足ります。）。
- なお、ポスター掲示場の各掲示区画は、おおむね縦・横45cmの規格で作成してあります。
- カ ポスター掲示場の設置場所の一覧表及び図面は、市区町村選挙管理委員会が交付します。
- キ ポスター掲示場に候補者の選挙運動用ポスターを掲示することができるのは、選挙期日の公示日（10月15日；ただし、法第86条に規定する立候補届出の受理後）からです。
- ク 候補者は、候補者の選挙運動用ポスターを有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります（法143-14、令110の4）。
- なお、候補者の選挙運動用ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。
- おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり（自動車等）」で説明してありますのでご覧ください。

### (2) 候補者届出政党の選挙運動用ポスター

- ア 候補者届出政党が掲示できる選挙運動用ポスターの限度枚数は、候補者を届け出た選挙区ごとに1,000枚です（法144-1）。
- イ 候補者届出政党の選挙運動用ポスターの大きさは、長さ85cm、幅60cmを超えてはなりません（法144-4）。なお、ポスターは縦長、横長のいずれでも可です。
- ウ 候補者届出政党の選挙運動用ポスターには、その表面に掲示責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所、印刷者の氏名及び住所（法人にあっては名称；「株式会社〇〇印刷所」等及び所在地）並びに候補者届出政党の名称を記載しなければなりません（法144-5）。



- エ 候補者届出政党の選挙運動用ポスターは、県選挙管理委員会から交付される選挙運動用ポスター証紙を貼らなければ掲示することができません（ポスター証紙は、選挙区ごとに区分されていますので、掲示しようとする選挙区に対応する選挙区の番号が記載されたポスター証紙を貼らなければなりません。）。この証紙は、県選挙管理委員会から、候補者届出政党が候補者を届け出た選挙区ごとに1枚ずつ交付される選挙運動用ポスター証紙交付票に所要事項を記入し（代表者の氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。）、県選挙管理委員会に提出して、交付を受けてください（法144-2、執規8の3）。
- オ 他人の工作物に候補者届出政党の選挙運動用ポスターを掲示する場合は、力のただし書の場合も含めて居住者（居住者がいない場合は管理者、管理者がいない場合は所有者）の承諾を得なければなりません（法145-2）。
- カ 候補者届出政党の選挙運動用ポスターは、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、掲示することができません。
- ただし、橋りょう、電柱、公営住宅並びに地方公共団体の管理する食堂及び浴場は、承諾を得れば掲示してもよいものとされています（法145-1、規則18）。
- キ 候補者届出政党の選挙運動用ポスターは、選挙の期日後速やかにこれを撤去しなければなりません（法143-6、178の2）。
- ク 候補者届出政党の選挙運動用ポスターの作成については、公費負担の制度はありません。

## 8 個人演説会告知用ポスター（候補者のみ対象）

- (1) 個人演説会告知用ポスターの大きさは、長さ42cm、幅10cmを超えてはなりません（法143-11）。
- (2) 個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所を記載しなければなりません（法143-13）。
- (3) その他は、「7 選挙運動用ポスター（1）候補者の選挙運動用ポスター ウからク」（49ページ）と同様です。

## 9 インターネット等を利用する方法

### (1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

- ア 何人も、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動用文書図画の頒布を行うことができます。「ウェブサイト等を利用する方法」とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます（法142の3-1）。
- イ 通常のホームページやブログなどのほか、エックス（旧ツイッター）、フェイスブックなどのSNSや動画中継サイトもウェブサイト等に含まれます。
- ウ ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスやエックス（旧ツイッター）のユーザー名等を当該文書図画の受信者が使用する端末機器の映像面に正しく表示させることが義務づけられます（法142の3-3）。
- エ 選挙期日当日は、ウェブサイト等を更新することができません。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

- ア 選挙運動用電子メールについては、候補者・政党等に限って頒布することができ、それ以外の者については、禁止されています（法142の4）。
- イ 選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレスあてに、送信することができます（法142の4-2）。

送信対象者	送信対象電子メールアドレス
あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールアドレスに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

- ウ 選挙運動用電子メール送信者は、送信にあたり、以下の事実を証する記録を保存しなければなりません（法142の4-5）。
  - (ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
  - (イ) 選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと
- エ 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しなければなりません（法142の4-5）。
  - (ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと
  - (イ) 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
  - (ウ) 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと
- オ 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、選挙運動用電子メールを送信することはできません（法142の4-6）。
- カ 選挙運動用電子メールの送信者は、頒布する選挙運動用文書図画に次の事項を表示しなければなりません（法142の4-7）。
  - (ア) 選挙運動用電子メールである旨
  - (イ) 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称
  - (ウ) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
  - (エ) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(3) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等

有料インターネット広告に係る規制として、

- ア 候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告
- イ アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告
- ウ 候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告

を掲載することを禁止しています（法142の6）。

ただし、政党等については、イ・ウにかかわらず、アに該当するものを除き、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした広告の掲載が認められます。

## 10 新聞広告

(1) 候補者が行う新聞広告

- ア 候補者は、選挙運動の期間中5回に限り、無料で新聞広告をすることができます。この場合、5回とも同一の新聞であることを要しません（法149-1、-6）。
- イ 広告の寸法は、横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限られ、広告の色刷りは認められません（規則19-1、-5）。

- ウ 候補者の本名に代えて、通称の認定を受けたときは、新聞広告は通称によらなければなりません（令88-9準用令88-8）。
- エ 2人以上の候補者が共同して広告を行うことは、1人分のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その場合も回数は、各候補者につき、それぞれ1回として計算されます。
- オ 神奈川県の全域を含む地方版がある新聞紙に広告を掲載するときは、全国版には掲載できません（規則19-6）。
- カ 広告の掲載手続は、立候補届出のときに交付される**新聞広告掲載証明書**に掲載原稿を添えて、自分の希望する新聞社（広告代理店）に提出して掲載の申込みをすることになっています（規則20-1）。  
 なお、このとき併せて**新聞広告掲載承諾通知書**を相手の新聞社（広告代理店）へ提出してください。
- キ 候補者の希望する期日に掲載を依頼するには、なるべく早目に申し込まれるのがよいでしょう。

## (2) 候補者届出政党が行う新聞広告

- ア 候補者届出政党は、選挙運動の期間中、県内において県内届出候補者数に応じて次の寸法及び回数以内で、無料で新聞広告をすることができます。この場合、掲載する新聞は、毎回同一の新聞であることを要しません（法149-1、-6、規則19-2）。
- イ 1回の広告の寸法は、最小で横おおむね9.6cm、縦2段組又は、横おおむね19.2cm、縦1段組であり、最大 横38.5cm、縦15段組（約新聞1頁）となります。いずれも、掲載する際の形は、長方形でなければならず、掲載場所は記事下に限られ、広告の色刷りは認められません（規則19-2、-5）。

県内届出候補者数	広告合計寸法	最小寸法で分割して掲載した場合の最多回数
1～5人	横38.5cm 縦4段組	8回
6～10人	横38.5cm 縦8段組	16回
11～15人	横38.5cm 縦12段組	24回
16～20人	横38.5cm 縦16段組	32回

- ウ 候補者の本名に代えて、通称の認定を受けた場合で、新聞広告に候補者の氏名を掲載するときは、通称によらなければなりません（令88-8）。
- エ 神奈川県の全域を含む地方版がある新聞紙に広告を掲載するときは、全国版には掲載できません（規則19-6）。
- オ 新聞広告には、神奈川県における衆議院小選挙区選出議員の選挙に関する広告である旨を記載しなければなりません（規則19-10）。
- カ 広告の掲載手続は、県選挙管理委員会から交付される**新聞広告掲載証明書**のうち必要な枚数（新聞広告の大きさにより、横おおむね9.6cm、縦1段組の寸法ごとに1枚必要です。）に掲載原稿を添えて、希望する新聞社（広告代理店）に提出して掲載の申込みをすることになっています（規則20-2）。  
 なお、このとき併せて**新聞広告掲載承諾通知書**を相手の新聞社（広告代理店）へ提出してください。
- キ 候補者届出政党の希望する期日に掲載を依頼するには、なるべく早目に申し込まれるのがよいでしょう。

## 11 政見放送（候補者届出政党のみ対象）

- (1) 候補者届出政党は、選挙運動の期間中、日本放送協会及び基幹放送事業者（テレビジョン放送は株式会社テレビ神奈川、ラジオ放送は株式会社アール・エフ・ラジオ日本）のテレビジョン放送又はラジオ放送の放送設備を利用して、その政見（候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含みます。）を県内届出候補者の数に応じて次の回数、無料で放送することができます。なお、政見放送1回の時間は、9分以内です（法150-1、令111の4①、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）2-1、-7、3、平成7年県選管告示第19号）。

県内届出 候補者数	日本放送協会		基幹放送事業者		合計
	テレビ	ラジオ	(株)テレビ神奈川	(株)アール・エフ・ラジオ日本	
1～2人	1回	1回	1回	1回	4回
3～5人	2回	1回	2回	1回	6回
6～8人	4回	2回	4回	2回	12回
9～11人	6回	3回	6回	3回	18回
12～20人	8回	4回	8回	4回	24回

- (2) 政見放送の具体的な手続等については、別に配付する「政見放送の実施について」並びに日本放送協会、株式会社テレビ神奈川及び株式会社アール・エフ・ラジオ日本の各放送局が作成した資料をご覧ください。
- (3) 候補者届出政党は、政見放送のための録音又は録画を有償で行った場合には、一定限度額の範囲内で無料（公費負担）で録音又は録画することができます。ただし、一定限度額を超える経費は自己負担となります（法150-2、令111の5）。
- なお、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり（政見放送）」で説明してありますのでご覧ください。

## 12 経歴放送（候補者のみ対象）

- (1) 日本放送協会は、その定めるところにより、選挙運動の期間中、候補者の氏名、年齢、候補者届出政党の名称、主要な経歴等をラジオ放送によりおおむね10回及びテレビジョン放送により1回放送するものとされています。なお、経歴放送1回の時間は、30秒以内です（法151-1、-2）。
- (2) 経歴放送の具体的な手続等については、別に配付する「経歴放送の実施について」及び日本放送協会が作成した資料をご覧ください。

## 13 個人演説会及び政党演説会

### (1) 個人演説会

#### ア 開催場所

(ア) 公営施設使用の個人演説会の開催場所は、次のとおりです(法161-1)。なお、これらの公営施設は、いずれも当該選挙区内にあるものに限られます。

a 学校及び公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館をいいます。以下同じ。)

b 地方公共団体が管理する公会堂

c 市町村の選挙管理委員会が指定した施設

(イ) 個人演説会は、次の建物又は施設において開催することができません。ただし、次のaの建物であっても、上記(ア)に該当する場合は開催することができます(法166)。

a 国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物(公営住宅を除きます。)

b 汽車、電車、乗合自動車、船舶(法第141条第1項から第3項までの船舶を除きます。)及び停車場その他鉄道地内

c 病院、診療所その他の療養施設

#### イ 開催申出

(ア) 公営施設使用の個人演説会の開催の申出は、**個人演説会開催申出書**によって開催日前2日(前々日)までに施設の所在地の市区町村選挙管理委員会に申し出なければなりません(法163、令112-1)。

(イ) 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合、同一の施設について、同時に2以上の開催申出をし、又はすでに申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできません(令112-2)。

(ウ) 個人演説会の開催申出が受理されても、施設の管理者から開催の承諾がないときは開催できません。

(エ) 公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、当該施設の管理者等の承諾を得て、その承諾を得たときから開催することができます。

#### ウ 開催回数

開催回数に制限はありません。ただし、開催中、立候補届出のときに交付される個人演説会用立札・看板類表示板を取り付けた個人演説会用立札又は看板の類のうち少なくとも1枚を会場前に掲示しなければならず、当該立札又は看板の類の数は5枚が限度ですので、同時に開催できる個人演説会は最大5箇所ということになります(法164の2-1、-3)。

#### エ 公営施設の使用時間

公営施設を使用する個人演説会の施設使用時間は、1回につき5時間を超えることはできません(令112-3)。

なお、5時間以内であっても、当該施設に関する管理条例等で使用時刻等が規定されている場合は、当該条例等の定めるところによります。

#### オ 施設使用の費用

(ア) 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合の施設(設備を含みます。)の使用については、候補者1人について同一施設(設備を含みます。)ごとに1回を限り無料で、

2回目からは有料です（法164）。

(イ) 候補者は、個人演説会のため公営施設（設備を含みます。）を有料で使用する場合、当該施設管理者から個人演説会を開催できる旨の通知を受けたときは、その費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません（令120-1）。

(ウ) 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等と共同して演説会を開催する場合は、費用を均等割した金額を各々の費用として納付します。個人演説会の費用が無料の場合は、候補者が納付すべき費用のみが無料となり、他のものは、各々の費用を納付しなければなりませんので注意してください。

#### カ 開催申出の撤回等

(ア) 候補者が公営施設使用の個人演説会の開催申出を撤回しようとするときは、開催日前2日（前々日）の午後5時までに個人演説会開催申出撤回届出書により市区町村選挙管理委員会に申し出てください。

この場合には、申出がなかったものとして取り扱いますので、費用が納付済である場合にはこれが返還されます（令120-2）。

(イ) 開催日前日又は当日には、開催申出の撤回をすることができません。

前日又は当日になって公営施設使用の個人演説会を開催しないこととなったときは、原則個人演説会が開催されたものとして取り扱いますので、費用が納付済の場合であっても返還されません。

#### キ その他

候補者は、個人演説会の開催中、立札又は看板の類（縦273cm、横73cm以内で、掲示責任者（自然人に限ります。）の氏名及び住所を必ず記載してください。）を1演説会場につき少なくとも1枚（立候補届出のときに交付される個人演説会用立札・看板類表示板を取り付けたもの）、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。この個人演説会用立札・看板類表示板は5枚交付されますので、立札又は看板の類の正面からよく見える部分に使用中、常時取り付けてください。

なお、個人演説会の会場外では、この表示板を取り付けた立札又は看板の類以外の文書図画は一切掲示できません（法164の2、令125の2）。

ク 候補者は、個人演説会の会場前等に掲示する立札及び看板を有償で作成した場合には、一定限度額の範囲内で無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金没収となる候補者については除外され、その作成費は自己負担となります。また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります（法164の2-6、令125の3）。

なお、当該立札及び看板の作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

おって、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり（自動車等）」で説明してありますのでご覧ください。

## (2) 政党演説会

ア 候補者届出政党は、候補者を届け出た選挙区の区域内で政党演説会を開催することができます。

## イ 開催場所

- (ア) 公営施設使用の政党演説会の開催場所は、次のとおりです(法161-1)。
- a 学校及び公民館
  - b 地方公共団体が管理する公会堂
  - c 市町村の選挙管理委員会が指定した施設
- (イ) 政党演説会は、次の建物又は施設において開催することができません。ただし、次の a の建物であっても、上記 (ア) に該当する場合は開催することができます(法166)。
- a 国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物(公営住宅を除きます。)
  - b 汽車、電車、乗合自動車、船舶(法第141条第1項から第3項までの船舶を除きます。)及び停車場その他鉄道地内
  - c 病院、診療所その他の療養施設

## ウ 開催申出

- (ア) 公営施設使用の政党演説会の開催の申出は、**政党演説会開催申出書**に所要事項を記入し、(申出書に記載する代表者の氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。)開催日前2日(前々日)までに施設の所在地の市区町村選挙管理委員会に申し出なければなりません(法163、令112-1)。
- (イ) 公営施設を使用して政党演説会を開催しようとする場合、同一の施設について、同時に2以上の開催申出をし、又はすでに申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできません(令112-2)。
- (ウ) 政党演説会の開催申出が受理されても、施設の管理者から開催の承諾がないときは開催できません。
- (エ) 公営施設以外の施設を使用して行う政党演説会は、当該施設の管理者等の承諾を得て、その承諾を得たときから開催することができます。

エ 開催回数に制限はありません。ただし、開催中、県選挙管理委員会から交付される政党演説会用立札・看板類表示板(選挙区ごとに区分されています。)を取り付けた政党演説会用立札又は看板の類のうち少なくとも1枚を会場前に掲示しなければならず、当該立札及び看板の類の数は選挙区ごとに2枚が限度ですので、同時に開催できる政党演説会は選挙区ごとに最大2箇所ということになります(法164の2-1、-3)。

## オ 公営施設の使用時間

公営施設を使用する政党演説会の施設使用時間は、1回につき5時間を超えることはできません(令112-3)。

なお、5時間以内であっても、当該施設に関する管理条例等で使用時刻等が規定されている場合は、当該条例等の定めるところによります。

## カ 施設使用の費用

- (ア) 公営施設を使用して政党演説会を開催する場合の施設(設備を含みます。)の使用については、1回目から有料です。
- (イ) 候補者届出政党は、政党演説会のため公営施設(設備を含みます。)を使用する場合は、当該施設管理者から政党演説会を開催できる旨の通知を受けたときは、その費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません(令120-1)。
- (ウ) 候補者又は衆議院名簿届出政党等と共同して演説会を開催する場合は、費用を均等割し

た金額を各々の費用として納付します。候補者と共同して演説会を開催する場合で、候補者の分(個人演説会)の費用が無料であっても、候補者届出政党は、政党演説会の費用を納付しなければなりませんので注意してください。

#### キ 開催申出の撤回等

(ア) 候補者届出政党が公営施設使用の政党演説会の開催申出を撤回しようとするときは、開催日前2日(前々日)の午後5時までに政党演説会開催申出撤回届出書により市区町村選挙管理委員会に申し出てください。

この場合には、申出がなかったものとして取り扱いますので、費用が納付済である場合にはこれが返還されます(令120-2)。

(イ) 開催日前日又は当日には、開催申出の撤回をすることができません。

前日又は当日になって公営施設使用の政党演説会を開催しないこととなったときは、原則政党演説会が開催されたものとして取り扱いますので、費用が納付済の場合であっても返還されません。

#### ク その他

候補者届出政党は、政党演説会の開催中、立札又は看板の類(縦273cm、横73cm以内で、掲示責任者(自然人に限ります。)の氏名及び住所並びに候補者届出政党の名称を必ず記載してください。)を1 演説会場につき少なくとも1枚(県選挙管理委員会から交付される政党演説会用立札・看板類表示板を取り付けたもの)、会場前の公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。この政党演説会用立札・看板類表示板は、候補者届出政党が候補者を届け出た選挙区ごとに区分して各選挙区ごとに2枚交付されますので、政党演説会を開催する選挙区に対応する選挙区の番号が記載された表示板を立札又は看板の類の正面からよく見える部分に使用中、常時取り付けてください。

なお、政党演説会の会場外では、この表示板を取り付けた立札又は看板の類以外の文書図画は一切掲示できません(法164の2、令125の2)。

ケ 候補者届出政党の政党演説会の会場前等に掲示する立札又は看板の類の作成については、公費負担の制度はありません。

## 14 街頭演説

### (1) 街頭演説とは

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所(例えば、広場、空地等)で多数の人に向かって選挙運動のための演説をいいます。

### (2) 候補者の街頭演説

ア 候補者の街頭演説を行う場合には、演説者はその場所にとどまり、立候補届出のときに交付される標旗を掲げていなくてはなりません(法164の5-1①)。

イ 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限って行うことができます。

なお、街頭演説を行う場合、演説者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、又、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません(法164の6)。

ウ 候補者の街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者一人について15人を超えてはなりません。しかも、これらの者は、立候補届出のときに交付される選挙運動員章(腕章)又



は乗車・乗船章(腕章)を着けていなければなりません。交付される選挙運動員章(腕章)は11枚で、乗車・乗船章(腕章)は4枚ですから、街頭演説を行う場合の運動員は、それぞれの腕章を着けた者を通じて15人までということになります。

なお、この選挙運動員15人のなかには、「3 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機 (1)候補者の選挙運動用自動車、船舶及び拡声機 エ」(42ページ)で述べたように候補者(小選挙区選出議員選挙の候補者に限ります。)及び運転手(自動車1台につき1人)又は船員は含まれませんから、これらの人は腕章を着ける必要はありません(法164の7)。

エ 標旗及び腕章は、選挙期日後直ちに当該選挙管理委員会へ返してください。

オ 街頭演説を行う場合には、その場所で、街頭演説の一部として連呼することは許されますが、イの趣旨に御留意ください。

(「3 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機 (1)候補者の選挙運動用自動車、船舶及び拡声機 キ」42ページから43ページ)(法140の2-1ただし書)。

カ 街頭演説を行う場所においては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、一切使用できません。

ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類並びに個人演説会用又は政党演説会用立札・看板類表示板を付けた立札・看板の類については差し支えありません。

### (3) 候補者届出政党の街頭演説

ア 候補者届出政党の街頭演説は、停止している候補者届出政党の選挙運動用自動車(船舶)の車上(船上)又はその周囲でしか行うことができません(法164の5-1②)。

イ 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限って行うことができます。

なお、街頭演説を行う場合、演説者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、又、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません(法164の6)。

ウ 候補者届出政党の街頭演説において選挙運動に従事する者の人数の制限はありません。

したがって、選挙運動員章(腕章)又は乗車・乗船章(腕章)を着けている必要はありません。

エ 街頭演説を行う場合には、その場所で、街頭演説の一部として連呼することは許されますが、イの趣旨に御留意ください(「3 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機 (2)候補者届出政党の選挙運動用自動車、船舶及び拡声機 キ」(45ページ)(法140の2-1ただし書)。

オ 街頭演説を行う場所においては、その候補者届出政党の演説であることや候補者の政見等を示すために、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、一切使用できません。

ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類並びに個人演説会用又は政党演説会用立札・看板類表示板をつけた立札・看板の類については差し支えありません。

## 15 選挙公報(候補者のみ対象)

(1) 選挙公報は、候補者から掲載申請のあった原稿をそのまま掲載します。

(2) 選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする候補者は、選挙期日の公示日(10月15日)の午後5時までに、選挙公報掲載申請書1通(掲載写真1枚を添付)に選挙公報掲載文原稿1通を添えて、当該選挙管理委員会に提出してください。10月15日午後5時を過ぎて申請

書を提出されても掲載を受けることができませんから注意してください（法168-1）。

なお、掲載文の申請日（10月15日）前においても、掲載文原稿のご相談（期間及び場所については別途、県選挙管理委員会からお知らせします。）を受けたうえで、当該原稿をお預りします。申請日は1日限りですから掲載申請が間に合わないおそれも出てきますので、是非この制度を利用してください。

- (3) 選挙公報掲載申請書、選挙公報掲載文原稿等の記載に当たっては、別に配付します「選挙公報掲載申請のしおり」をよくご覧のうえ、誤りのないようにしてください。

※ なお、県選挙管理委員会のホームページ上に選挙公報を掲載しますが、選挙管理委員会ホームページに掲載された選挙公報をプリントアウトして、不特定多数の者に頒布することは公職選挙法の選挙運動用文書図画の規制に抵触するおそれがありますので、ご注意ください。（法142、146）

## 16 特殊乗車券（候補者のみ対象）

- (1) 候補者には、無料の特殊乗車券が15枚交付されますが、その発行期間は、10月15日（選挙期日の公示日）から10月27日（投票日）までとなっています（法176、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等（平成6年運輸省告示第819号））。
- (2) 交付を受けるには、立候補届出のときに交付される**公職の候補者旅客運賃後払証**を次のところに提出してください。なお、特殊乗車券は、「後払証」1枚と引換えに1枚が発行されます。
- \* 鉄 道……………当該鉄道所属駅（巻末付録4（106ページ）参照）
  - \* 軌 道……………当該軌道所属駅
  - \* 一般乗合旅客自動車……………当該バス会社の本社
- (3) 特殊乗車券の通用期間は、発行の日から11月1日（投票日後5日）までとなっていますので、期間経過後は、直ちに発行場所に当該乗車券を返還してください。なお、立候補を辞退したとき等も同様です（法177-1）。
- (4) 特殊乗車券の有効区間は、次のとおりとなっています。
- \* 鉄道・軌道……………神奈川県内各社自線内各駅相互間（ただし、東日本旅客鉄道㈱と東海旅客鉄道㈱は、各社相互の各駅を発着しても自線内とみなします。）
  - \* 一般乗合旅客自動車……………神奈川県内のバス路線全線
- (5) 特殊乗車券を使用できる者は、候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者だけです。したがって、これらの人以外の者が使用したときは無効として回収されます。
- (6) 特別急行料金、普通急行料金、特別車両料金その他の料金は、それぞれ使用者が別にその都度支払わなければなりません。

## 17 文書図画の撤去

選挙運動のために使用したポスター、立札、看板等の文書図画は、次によりその撤去をしなければなりません（法143-6、143の2、178の2）。

- (1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、選挙事務所を移転又は廃止したとき直ちに
- (2) 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょう

ちん及び看板の類については、自動車又は船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき直ちに

- (3) 個人演説会又は政党演説会の会場内においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、当該演説会が終了したとき直ちに
- (4) 個人演説会又は政党演説会の開催中会場前等に掲示する立札及び看板の類については、選挙の期日後速やかに（選挙期日当日に掲示しておくことはできません）
- (5) 候補者届出政党の選挙運動用ポスターは、選挙の期日後速やかに

## 18 選挙運動費用

### (1) 候補者に係る選挙運動費用

#### ア 出納責任者

- (ア) 候補者の選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者の文書による承諾を得た者を含みます。）でないとできません（法187-1）から、立候補の届出をすると同時に出納責任者選任届を当該選挙管理委員会に提出してください（法180-1、-3、184）。
- (イ) 出納責任者を選任することができる者は、当該候補者、推薦届出者又は候補者届出政党です（法180-1）が、推薦届出者又は候補者届出政党が出納責任者を選任する場合は、候補者の承諾が必要です（出納責任者選任（異動）届出書（候補者届出政党用）、出納責任者選任（異動）承諾書及び推薦届出代表者証明書の用紙は、県選挙管理委員会にあります。）（法180-4）。
- (ウ) 選任者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。なお、選任者が推薦届出者又は候補者届出政党である場合は解任には候補者の承諾が必要です。また、出納責任者自身も、候補者及び選任者に文書で通知することにより出納責任者を辞任することができます（法181）。
- (エ) 選任者は出納責任者に異動があったときは、(ア)に準じて直ちに当該選挙管理委員会に届け出（出納責任者異動届）なければなりません（法182）。

#### イ 選挙運動費用支出制限額

- (ア) 候補者が選挙運動のために支出できる候補者1人当たりの金額（支出制限額）は、立候補届出当日、別途お知らせします。
- (イ) この支出制限額には、立候補準備のための支出が含まれますから注意してください。
- (ウ) 出納責任者の選任者（選任者が候補者届出政党である場合は、その代表者）は、出納責任者の支出できる金額の最高額を定め、文書を作成して出納責任者とともに署名押印しなければなりません（法180-2）。この場合の最高額は、出納責任者の選任以前に立候補準備のために支出した額を選挙運動費用支出制限額から差し引いた金額以内の額ということになります。
- (エ) 候補者若しくは出納責任者となった者又は他の者がこれらの者と意思を通じてした立候補準備のための支出は、出納責任者を選任後速やかに出納責任者に引き継がなければなりません（法187-2）。これは、「オ 収支報告書の提出と記載要領」（64ページ）で述べる収支報告書に出納責任者が一括して報告することになります。
- (オ) 選挙運動に従事する者（以下「選挙運動員」といいます。）に対し支給することができる実費弁償の最高額及び選挙運動員のうち、選挙運動のために使用する事務員（以下「選挙事務員」といいます。）、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選

挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」といいます。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」といいます。）及び専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記（口述を要約して文書図画に表示することをいいます。）のために使用する者（以下「要約筆記者」といいます。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりです（法197の2-1、-2、執規65の2）。

- a 選挙運動員 1人に対し支給することができる実費弁償の額
    - (a) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
    - (b) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
    - (c) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除きます。）について、路程に応じた実費額
    - (d) 宿泊料（食料2食分を含みます。） 1夜につき12,000円
    - (e) 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
    - (f) 茶菓料 1日につき500円
  - b 選挙事務員 1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき10,000円
  - c 車上運動員 1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき15,000円
  - d 手話通訳者 1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき15,000円
  - e 要約筆記者 1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき15,000円
- (カ) 報酬を支給することができる選挙運動員は、選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に限られ、合わせて1日50人以内（異なる者を雇う場合は、異なる者の総数が250人以内）で、その者を使用する前に文書（（報酬を支給する者の）届出書）で、当該選挙管理委員会に届け出た者に限られます（法197の2-2、-5、令129-3①、-8）。
- (キ) 選挙運動のために使用する労務者（以下「選挙労務者」といいます。）に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次のとおりです（法197の2-1、執規65の2）。

なお、選挙労務者とは、選挙人に対し直接投票を勧誘する行為や自らの判断に基づいて投票に有利な行為を行うなど、いわゆる公職選挙法にいう選挙運動を行うことなく、専ら候補者の指示に基づき単純な機械的な作業を行う者を指します。

- a 選挙労務者 1人に対し支給することができる報酬の額
    - (a) 基本日額 10,000円
    - (b) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- （注）電話による投票依頼やビラ配りに従事する者は選挙運動員となりますので、それらの者に報酬を支給することはできませんのでご注意ください。
- b 選挙労務者 1人に対し支給することができる実費弁償の額
    - (a) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
    - (b) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
    - (c) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除きます。）について、路程に応じた実費額
    - (d) 宿泊料（食料を除きます。） 1夜につき10,000円

なお、弁当料及び茶菓料の実費弁償はできません。

- (ク) 飲食物の提供は、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に選挙事務所において食事をするために提供する弁当（携行するために提供された弁当を含みます。）に限られます。

なお、弁当については、一食1,000円以内で選挙運動期間を通じて540食（45食×12日）に限られます（法139）。

また、選挙労務者に対して弁当を提供したときは、日当はその弁当料を差し引いて支給することになります(令129-2)。

## ウ 寄附の禁止等

(ア) 候補者が自分の選挙区内にある者に対し、寄附をすることは、いかなる名義をもってするを問わず禁止されています。ただし、政党や親族に対するもの及び選挙前の一定期間(衆議院の解散の日の翌日から選挙期日まで)を除く時期に開催される政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事や食料の提供は、禁止)は、除かれます(法199の2)。

そして、一部の例外を除き、すべて罰則の対象となります(法249の2)。

なお、候補者以外の者が、候補者名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

(イ) 次に記載の候補者(現職及び候補者になろうとする者を含みます。)及びその候補者の後援団体(いわゆる後援会)が陣中見舞等の寄附をすることも罰則の対象となりますので、受けないようご注意ください(法199の2、199の5)。

a 参議院比例代表選出議員

b 候補者の住所の属する区域を選挙区とする参議院選挙区選出議員及び衆議院議員

c 候補者の住所の属する区域を選挙区とする地方公共団体の議会議員及び長

(ウ) 次の者(会社、法人等の団体も含みます。)からの寄附を受けることも違法となりますので、受けないようご注意ください(法199、政規法21-1、-2、22の5、22の6)。

a 国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者

b 会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除きます。)

c 外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織(主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であって、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものを除きます。)

d 本人名義以外の名義又は匿名による寄附

(エ) 陣中見舞等選挙運動(政治活動を含みます。)のため個人から受ける寄附は、1人につき年間150万円を超えることはできませんので、ご注意ください(政規法22-2)。

(オ) 後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかに問わず処罰され、設立目的事業に関する寄附も選挙前の一定期間(衆議院の解散の日の翌日から選挙期日まで)は禁止され、処罰されます(法199の5、249の5)。

(カ) 候補者が、自分の後援団体(資金管理団体の場合を除きます。)に寄附することや政治教育集会に関する実費の補償をすることも、選挙前の一定期間(衆議院の解散の日の翌日から選挙期日まで)は禁止され、処罰されます(法199の2、199の5、249の2、249の5)。

## エ 会計帳簿及びその記載要領

(ア) 出納責任者は、規則第22条による会計帳簿(巻末付録5(107、108ページ)参照)を備え、選挙運動についての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません(法185)。

(イ) 次に掲げるものはすべて選挙運動に関する支出でないものとみなされますので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません(法197)。

a 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

- b 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- c 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出  
(例 候補者が使用したタクシー代)
- d 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- e 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- f 候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出
- g 候補者の選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出  
(例 選挙運動用自動車の借上料、選挙運動用自動車のガソリン代、選挙運動用自動車の運転手代、有料道路通行料)

なお、供託金は、選挙運動費用ではないと解されていますので、選挙運動費用に算入しません。

- (ウ) 出納責任者以外の者が候補者のため寄附を受けたときは、寄附を受けた日から7日以内に(出納責任者から請求があったときは直ちに)寄附した者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後、直ちに  
出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっています(法186)。

- (エ) 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、天災地変のため連絡がと絶したり、相手方が死亡したり、郵便切手や電車、バスの切符の購入等社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しないでもよいことになっています(法188-1)。

- (オ) 収入簿に記載する事項は、選挙運動に関する寄附その他の収入全部であり、また、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。

例えば、選挙事務所を無償で提供されたとか、日当の支払をせずに、労力奉仕をしてもらったとか、物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入又は支出は行われておりませんが、これを時価に見積もった金額を記載しなければなりません。したがって、見積もられた金額を収入簿に記載しますが、労力の提供を受けたときは、併せて支出簿にもその金額を支払ったこととして記入しなければなりません。

なお、供与を受けた物品は、使用したときに支出に計上します。

- (カ) この帳簿には、収入又は支出のあった都度日を追って記載し、記入漏れ等のない限り、月日の交錯するようなことのないように整備しておくことが必要です。
- (キ) 寄附をした者が、政治団体である場合の「職業」欄には、「政治団体」と記載します。
- (ク) 支出簿は「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、更に次の10費目を設けて各費目ごとに記載することとなります。

- a 人件費…選挙労務者並びに選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆者に対する報酬が考えられます。

- b 家屋費

- (a) 選挙事務所費…主として事務所の借上料です。この中には、事務所自体の借上料と机等備品の借上料及び電話の架設費も含まれます。

- (b) 集合会場費等…主として個人演説会場の借上料です。この中にも、机等備品の借上

料が含まれます。

- c 通 信 費……事務連絡用電報、電話（電話の借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書、封書）等に要する費用です。
  - d 交 通 費……選挙運動員及び選挙労務者に対し支給した船車馬賃実費弁償です。友人等が好意的に乗物に乗せてくれた場合にも時価に換算して費用の中に加算します。  
なお、(イ) c及びgに該当するものは選挙運動に関する支出でないものとみなされますので、これらは選挙運動費用に参入する必要はありません。
  - e 印 刷 費……選挙運動用ポスター、個人演説会告知用ポスター、選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラの印刷費が主なものです。  
なお、それらの作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。
  - f 広 告 費……立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。  
なお、立札、看板の作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。
  - g 文 具 費……紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。
  - h 食 糧 費……湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に出す弁当の調製に要した費用等です。
  - i 休 泊 費……休憩及び宿泊に要した費用です。
  - j 雑 費……その他光熱水費等です。
- (ケ) 支出簿も収入簿と同様、金銭のみの支出を意味せず、金銭以外の支出、例えば、無償で労務の提供を受けた場合等も時価に見積もった金額を記載することになります。  
この場合には、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には見積の根拠を「無償労務提供10日分」等と記載し、「支出の目的」欄には「労務費」等と記載することになります。また、「支出をした者の別」欄には、出納責任者、候補者その他の者の支出の区別を記載します。
- (コ) 選挙運動員（選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者を除きます。）には、報酬を支給することはできません。この場合、実費弁償は差し支えありませんから、人件費以外の費目、例えば、交通費や休泊費などに要した実費を記載することになります。
- (カ) 出納責任者は、この会計帳簿、領収書等を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならないことになっていますから特に注意してください（法191）。

## オ 収支報告書の提出と記載要領

- (ア) 出納責任者は、次により、選挙運動に関する収支報告書を提出しなければなりません（法189）。
- (イ) 出納責任者が提出する収支報告書には、法律で真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっていますので、併せて提出することになります（法189-3）。
- (ウ) 収支報告書に記載するものは選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算のうえ、記入しなければなりません（法189-1）。
  - a 選挙期日の公示日（10月15日）前になされた寄附及びその他の収入並びに支出
  - b 選挙期日の公示日から選挙期日（10月27日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
  - c 選挙期日後第1回収支報告書提出の日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
  - d 前記のa～cの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出
- (エ) 収支報告書は会計帳簿に従って作成し、次により精算して県選挙管理委員会に提出しな

ければなりません。この場合、その収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面の写し（領収書その他の支出を証明する書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付してください（法189-1）。

なお、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札及び看板、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板、選挙運動用ポスター、個人演説会告知用ポスター並びに個人演説会の会場前等に掲示する立札及び看板の作成費が公費負担で行われる場合、その額が全額公費負担で賄われるときには、領収書の写しは不要です。ただし、作成費の額が公費負担の額を超える場合には、その超える分についての領収書の写しが必要となりますのでご注意ください。

a 第1回分の収支報告は、選挙期日から15日以内(11月11日まで)

b 第1回分の報告書を提出した後の寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内

(ウ) 報告書は、1部（控えが必要な場合は2部）提出してください。

なお、総務省のホームページから、選挙運動費用収支報告書作成支援様式を入手することができますので、ぜひご活用ください。こちらの様式は、参議院比例代表選出議員選挙用の様式となっていますので、選挙名の変更や不足事項の追加等が必要となりますので、ご注意ください。

(URL [https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei\\_shien.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html))

## カ 個人が候補者の選挙運動に関して寄附をした場合における課税上の優遇措置

(ア) 優遇措置の内容

衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者として、立候補の届出をした者に対して個人が行う選挙運動に関する寄附（労務の無償提供や事務所の無償提供等は除きます。）については、(イ)以下に述べる要件に該当する場合には、個人のする政治活動に関する「特定寄附金」とみなされて、寄附金控除の対象となります。

a 寄附金控除額の計算（所得税法(昭和40年法律第33号)78-1)

特定寄附金を支出した場合の「寄附金控除額」は、次の算式により算出した金額です。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年の「特定寄附金の合計額」と} \\ \text{その年の「総所得金額等の合計額の40\%} \\ \text{相当額」とのいずれか少ない方の金額} \end{array} \right) - 2,000\text{円} = \text{寄附金控除額}$$

なお、政治活動に関する寄附金(選挙運動を含む。)以外の特定寄附金がある場合には、上記算式の「特定寄附金の合計額」は、これらの特定寄附金の額の合計額となります。

b 確定申告

寄附金控除を受けようとする場合には、確定申告を行うことが必要です。

(イ) 優遇措置を受けられる要件

a 報告義務

出納責任者は、法第189条の規定による収支報告書に、寄附の内訳として寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載して報告することが必要です。

b 適用除外

(a) 政治資金規正法の規定に違反するもの

個人がする寄附の年間の総枠として、政党及び政治資金団体以外の政治団体並びに



公職の候補者に対するものはあわせて1,000万円まで、また、公職の候補者に対する寄附については、同一の者に対して年間150万円までという個別規制が設けられています。

(b) 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの

寄附をした本人に特別の利益が及ぶものと認められる場合には、対象から除かれます。どのようなケースがこれに該当するかは、実際の場合に応じて税務署で判断されます。

(ウ) 手 続

寄附者が「特定寄附金」として寄附金控除を受けるためには、次のような手続で処理されることになります。

a 寄附者

(a) 確定申告

寄附者は、適格な候補者に寄附をした場合には、税務署に対してその旨の確定申告を行う必要があります。

(b) 添付書類

確定申告の際には、公職の候補者から**寄附金控除のための書類**（別記様式（68ページ）参照）の交付を受けて、これを添付することが必要です。なお、この書類には、県選挙管理委員会の「確認印」が押されています。

b 公職の候補者側のなすべき事項

寄附者が所得税の寄附金控除を受けようとする場合には、次のことをする必要があります。

(a) 収支報告書の提出と**寄附金控除のための書類**の提出

出納責任者は、収支報告書を提出するとともに、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附金額及び年月日を寄附の内訳として、報告書に記載することが必要です。

収支報告書の提出に際しては、**寄附金控除のための書類**を1部添付し、収支報告書に記載された内容と一致することについて県選挙管理委員会の確認を受けることが必要です。

(b) **寄附金控除のための書類**を寄附者に交付すること

この書類については、県選挙管理委員会が収支報告書と照合のうえ、確認印を押して、後日、返還します。その後、速やかに寄附者にこの書類を交付して、寄附者が手続をとれるようにしてください。

(c) **寄附金控除のための書類**の作成

あらかじめ別記様式（68ページ）に準じて、**寄附金控除のための書類**を作成しておくといでしょう。この様式のうち、「寄附を受けた者」の欄には、公職の候補者の氏名及び住所を印刷しても差し支えありません。

**寄附金控除について分からない点は、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。**

(2) 候補者届出政党に係る選挙運動費用

ア 概要

候補者届出政党については、出納責任者選任届、選挙運動費用収支報告書の提出の義務、選挙運動費用支出限度額の制限はありませんが、選挙運動費用について次のような規定が設けられています。

なお、候補者届出政党の選挙運動に要した費用については、他の収支と合わせて政治団体として政治資金規正法に基づいて収支を報告することになります（政規法12）。

イ 候補者届出政党は、選挙運動に関し湯茶及びこれに通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することはできません（法139）。

ウ 候補者届出政党が選挙運動のために使用する事務員(以下「政党選挙事務員」といいます。)、候補者届出政党が専ら選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者(以下「政党車上運動員」といいます。)、候補者届出政党が専ら手話通訳のために使用する者(以下「政党手話通訳者」といいます。)及び候補者届出政党が専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記(口述を要約して文書図画に表示することをいいます。)のために使用する者(以下「政党要約筆記者」といいます。)に対して支給することができる報酬の最高額は、次のとおりです(人数に制限はなく、届け出る必要ありません。)(法197の2-3、令129-5)。

なお、候補者届出政党の選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、候補者届出政党の選挙運動のために使用される労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、定められていません。

(ア) <u>政党選挙事務員</u> 1人に対して支給することができる報酬の額	1日につき10,000円
(イ) <u>政党車上運動員</u> 1人に対して支給することができる報酬の額	1日につき15,000円
(ウ) <u>政党手話通訳者</u> 1人に対して支給することができる報酬の額	1日につき15,000円
(エ) <u>政党要約筆記者</u> 1人に対して支給することができる報酬の額	1日につき15,000円

<別記様式>

(確認欄)

### 寄附金控除のための書類

この寄附金は、公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名										
住 所										
寄 附 金 の 額 〔金額の先頭に¥をつける〕				百万	十万	万	千	百	十	円
寄 附 年 月 日	令和 年 月 日 ( ~ 月 日 )									

(寄附を受けた者)

公 職 の 候 補 者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	第50回衆議院小選挙区選出議員選挙 神奈川県第 区選挙区 令和6年10月15日
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円

執行年月日、選挙名を記載

# 選挙運動費用収支報告書

1 令和 6 年 10 月 27 日執行 衆議院小選挙区選出議員 選挙 (神奈川県第20区 選挙区)

2 公職の候補者 住所 神奈川県横浜市中区日本大通2丁目2番2号

氏名 選挙 太郎

戸籍上の氏名を記載すること。  
戸籍名を記載した上で、通称を記載することも可。

・丁目等は「一」「の」でも可  
・「神奈川県」は省略可

3 月 日から  
月 日まで

(第 1 回分)

第1回分：11月11日 午後5時までに提出

・始まりは最初の収入があった日  
・終わりは最後の収入又は支出があった日

(記載上の注意点)

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえありません。
- 2 収入の部中「種別」の欄には、寄附、その他の収入の区別を明記してください。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいいます。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができます。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- 7 記載方法の詳しいことについては、「候補者のしおり」の該当部分を読んでください。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

4 収入の部

すべての項目を記載。空欄は不可（その他の収入の場合や個別に記載しない寄附の場合は、「寄附をした者」欄の記載は不要です。） (その2)

月 日	金額又は積額は額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 収 入 及 び そ の 他 の 積 金 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 たる 地 址	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
月 日	2,300,000円	その他の収入					自己資金
月 日	1,900,000	その他の収入					借入金
月 日	500,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇党	政治団体		
月 日	300,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社役員		
月 日	150,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社員		
月 日	200,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社社長		
月 日	70,000	寄附					10件
月 日	90,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生	無償労務提供 9日分	1日 10,000円
月 日	1,000,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	団体役員		
月 日	800,000	寄附	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職		

無償労務提供の場合、支出の部にも記載

・記載は収入日順  
・最初の支出日より収入日が先となる

・寄附（金銭以外によるもの、無償提供含む）又はその他の収入（自己資金、借入金）の区分を記載

・1件1万円を超えるものは、各件ごとに個別に記載  
・1件1万円以下のものについては、収入日ごとに、種別（寄附・その他の収入）ごとの件数と金額の合計を記載  
・1件1万円以下の収入を個別に記載してあっても可  
・寄附金控除の書類がある場合には、1件1万円以下でも必ず個別に記載が必要

4 収入の部

月 日	金額又は積額は額	種別	寄附をした者			金銭及びその他の積入	備考	
			住所又は事務所	主たる所在地	氏名又は団体名			職業
	円							
計	寄附	3,110,000	}	}				
	その他の収入	4,200,000						
	計	7,310,000						
前回計	寄附		}	}				
	その他の収入							
	計							
総額	寄附	3,110,000	}	}				
	その他の収入	4,200,000						
	総計	7,310,000						

(その2) ~ (その3)の種別ごとの合計

1回目は「総額」=「計」

- ・公費負担がある場合に記載
- ・(その5)「支出のうち公費負担相当額」欄にも同様の記載

参 考	公費負担相当額： ポスター印刷代 1,151,516円    通常葉書印刷代 278,250円    ビラ印刷代 490,700円 選挙事務所看板代 169,839円    自動車看板代 214,404円    個人演説会看板代 204,770円
-----	--

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額は額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積拠	備考
				住所又は主たる所在地	氏名又は団体名	職業		
(一) 人件費	円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）						
月日	100,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社員		
月日	100,000	選挙運動	労務費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職		
月日	80,000	選挙運動	労務費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職		
月日	90,000	選挙運動	労務費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生	無償労務提供 9日分	1日 10,000円
月日	120,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生		
月日	150,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生		
月日	100,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生		
月日	100,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	学生		
月日	80,000	選挙運動	運動員報酬	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職		
月日	150,000	選挙運動	労務費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社員		
計	1,070,000							

無償労務提供の場合  
・収入の部にも記載  
・「領収書等を徴し  
難い事情があった  
支出の明細書」にも記載

・記載は支出日順  
・最初の支出日より収入日が先

・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している  
・人件費の計を記載

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額は額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積根拠	備考
				住所又は主たる地	氏名又は団体名	職業		
(二) 家屋費	円							
(イ) 選挙事務所費			立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）				公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
月日	200,000	立候補準備	電話架設費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	NTT東日本〇〇支店			
月日	357,000	選挙運動	机・いす代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	家具店		
月日	70,000	選挙運動	駐車場料金	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸ビル業		
月日	180,000	選挙運動	選挙事務所借上	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸ビル業		
小計	807,000							
(ロ) 集合会場費等								
月日	15,000	選挙運動	会場使用料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸ビル業		
月日	5,000	選挙運動	会場使用料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇市〇〇会館			
月日	15,000	選挙運動	会場使用料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸ビル業		
小計	35,000							
計	842,000							

立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）

公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可

・記載は支出日順  
・最初の支出日より収入日が先

・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している  
・(イ) 選挙事務所費、(ロ) 集合会場費等それぞれの計及び家屋費の合計を記載



5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額は額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積根	備考
				住所又は主たる地 事務所	氏名又は団体名	職業		
(三) 通信費	円	立候補準備 (公示日の前日まで) / 選挙運動 (公示日以降)						
月日	30,000	立候補準備	切手代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	日本郵便(株) 〇〇郵便局		公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
月日	25,000	立候補準備	切手代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	日本郵便(株) 〇〇郵便局			
月日	100,000	選挙運動	切手代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	日本郵便(株) 〇〇郵便局			
月日	20,000	選挙運動	切手代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	日本郵便(株) 〇〇郵便局			
月日	50,000	選挙運動	電話代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	NTT東日本〇〇支店			
計	225,000							

- ・記載は支出日順
- ・最初の支出日より収入日が先

- ・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
- ・通信費の計を記載

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積拠	備考
				住所又は主たる所在地	氏名又は団体名	職業		
(四) 交通費	円	立候補準備 (公示日の前日まで) / 選挙運動 (公示日以降)						
月日	30,000	選挙運動	実費弁償	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職		
月日	25,000	選挙運動	ガソリン代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	ガソリンスタンド		
月日	100,000	選挙運動	タクシー代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	タクシー業		
月日	20,000	選挙運動	通行料金	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	東日本高速道路(株)			
月日	30,000	選挙運動	車借上料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	会社員	公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
月日	25,000	選挙運動	車借上料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇〇	無職		
月日	100,000	選挙運動	タクシー代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	タクシー業		
月日	50,000	選挙運動	車借上料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	貸自動車業		
計	380,000							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載は支出日順</li> <li>・最初の支出日より収入日が先</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している</li> <li>・交通費の計を記載</li> </ul>					
<p>【参考】計上する必要がない支出例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙運動用自動車を使用するために要した支出(借上料、ガソリン代、運転手代、有料高速道路通行料など)</li> <li>・候補者が乗用する船車馬等のために要した支出(候補者が使用したタクシー代など)</li> </ul> <p>→選挙運動用自動車以外の支出及び候補者以外が使用したタクシー代は計上する          なお、選挙運動用自動車を駐車するために要した支出は計上が必要</p>								

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額は額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積拠の根拠	備考
				住所又は主たる所在地	氏名又は団体名	職業		
(五) 印刷費	円	立候補準備 (公示日の前日まで) / 選挙運動 (公示日以降)						
月日	1,151,516	立候補準備	選挙運動用ポスター印刷	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	印刷業		958枚
月日	278,250	立候補準備	選挙運動用通常葉書印刷	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	印刷業		35,000枚
月日	490,700	立候補準備	選挙運動用ピラ印刷	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	印刷業		70,000枚
月日	68,034	立候補準備	封筒印刷代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	印刷業		
計	1,988,500							

- ・記載は支出日順
- ・最初の支出日より収入日が先

- ・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
- ・印刷費の計を記載

公費負担がある場合

- ・日付は、引渡日を記載
- ・金額は、公費負担された金額
- ・「備考」欄に枚数を記載
- ・(その5)「支出のうち公費負担相当額」欄にも同様の記載

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額は額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積拠の根拠	備考
				住所又は主たる所在地	氏名又は団体名	職業		
(六) 広告費	円	立候補準備 (公示日の前日まで) / 選挙運動 (公示日以降)						
月日	169,839	立候補準備	選挙事務所看板代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	塗装業		3枚
月日	214,404	立候補準備	自動車看板代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	塗装業		4枚
月日	982,322	立候補準備	スピーカー等借上代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	電気業		
月日	204,770	立候補準備	個人演説会看板代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	看板業		5枚
月日	38,600	選挙運動	ピラ折込料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	新聞販売		
月日	30,000	選挙運動	自動車看板修理代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇〇(株)	塗装業		
月日	300,000	選挙運動	個人演説会垂幕代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	広告店		
計	1,939,935							

- ・記載は支出日順
- ・最初の支出日より収入日が先

- ・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
- ・広告費の計を記載

公費負担がある場合

- ・日付は、引渡日を記載
- ・金額は、公費負担された金額
- ・「備考」欄に枚数を記載
- ・(その5)「支出のうち公費負担相当額」欄にも同様の記載

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額は額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積拠	備考	
				住所又は主たる所在地	氏名又は団体名	職業			
(七) 文具費	円		立候補準備 (公示日の前日まで) / 選挙運動 (公示日以降)						
月日	50,000	立候補準備	電卓代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	小売業			
月日	33,000	立候補準備	コピー用紙代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	小売業			
月日	95,270	選挙運動	コピー機借上代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	リース業			
計	178,270								

- ・記載は支出日順
- ・最初の支出日より収入日が先

- ・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
- ・文具費の計を記載

すべての項目を記載。空欄は不可

5 支出の部

月日	金額又は積額は額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積拠の根拠	備考
				住所又は主たる所在地	氏名又は団体名	職業		
(八) 食糧費	円			立候補準備 (公示日の前日まで) / 選挙運動 (公示日以降)				
月日	45,000	選挙運動	茶葉代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	小売業		
月日	1,500	選挙運動	茶葉代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	小売業		
月日	103,400	選挙運動	弁当代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株) 〇〇〇	飲食業		
計	149,900							

- ・記載は支出日順
- ・最初の支出日より収入日が先

- ・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
- ・食糧費の計を記載

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額は	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の見積の積拠	備考
				住所又は事務所	主たる所在地	氏名又は団体名 職業		
(九) 宿泊費	円		立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）					
月日	257,000	選挙運動	宿泊費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	ホテル業		
月日	180,000	選挙運動	宿泊費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	ホテル業		
計	437,000							

・記載は支出日順  
・最初の支出日より収入日が先

・各支出について、添付された領収書等の写し等と記載が合致している  
・宿泊費の計を記載

5 支出の部

すべての項目を記載。空欄は不可

月日	金額又は積額は	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の積拠	備考
				住所又は事務所	主たる所在地	氏名又は団体名 職業		
(十) 雑費	円	立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）						
月日	18,000	選挙運動	石油代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	石油販売		
月日	16,000	選挙運動	電気料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	東京電力 〇〇営業センター		公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
月日	5,000	選挙運動	水道料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	〇〇市水道局			
月日	1,700	選挙運動	新聞代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	新聞販売		
計	40,700							

- ・記載は支出日順
- ・最初の支出日より収入日が先

- ・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
- ・雑費の計を記載



### 5 支 出 の 部

月 日	金 額 又 は 積 額	区 分	支 出 の 的 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 積 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 地 所	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円		円					
計	立候補準備のための支出	}						
	3,897,835							
	選挙運動のための支出							
	計							
7,251,305	(その4)の区分ごとの合計							
前	立候補準備のための支出							
回	選挙運動のための支出							
計	計							
総	立候補準備のための支出	}						
	3,897,835							
	選挙運動のための支出							
	総計							
7,251,305	・「総額」＝「計」 ・収入－支出＋公費負担相当額の計≥0となる						(その3)「参考」欄にも記載	
額	総計							
	項 目		単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 ((A)×(B)＝(C))			
支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	選挙運動用通常葉書の作成		7.95円	35,000枚	278,250円			
	ビラの作成		7.01円	70,000枚	490,700円			
	ポスターの作成		1,202円	958枚	1,151,516円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		56,613円	3枚	169,839円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		53,601円	4枚	214,404円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		40,954円	5枚	204,770円			
	政見放送のための録画等				円			
	計				2,509,479円			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 月 日

提出日以前

出 納 責 任 者

住 所 〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇

氏 名 〇 〇 〇 〇

## 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書(1)

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき 書面を徴し難かった事情
月 日	1,151,516 <sup>円</sup>	立候補準備	選挙運動用ポスター印刷	公費負担のため
月 日	169,839	立候補準備	選挙事務所看板代	公費負担のため
月 日	214,404	立候補準備	自動車看板代	公費負担のため
月 日	278,250	立候補準備	選挙運動用通常葉書印刷	公費負担のため
月 日	490,700	立候補準備	選挙運動用ビラ印刷	公費負担のため
月 日	204,770	立候補準備	個人演説会看板代	公費負担のため
月 日	90,000	選挙運動	労務費	労務の無償提供による

支出の部の記載と一致

### 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（2）

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
		円		

執行年月日、選挙名を記載

1 令和 6 年 10 月 27 日執行 衆議院小選挙区選出議員 選挙（神奈川県第20区 選挙区）

2 公職の候補者 氏名 ○ ○ ○ ○

3 出納責任者 氏名 ○ ○ ○ ○

戸籍上の氏名を記載すること。戸籍名を記載した上で、通称を記載することも可。

- 備考
- 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記してください。
  - 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

## 振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
円  文具費	コピー機借上代

執行年月日、選挙名を記載

1 令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行

衆議院小選挙区選出議員

選挙 ( 神奈川県第20区 選挙区)

2 公職の候補者 氏 名   ○ ○ ○ ○

戸籍上の氏名を記載すること。戸籍名を記載した上で、通称を記載することも可。

3 出納責任者 氏 名   ○ ○ ○ ○

### 備考

- 「支出の費目」の欄には、収支報告書に記載した支出の費目（「人件費」等）を記載してください。
- 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。
- 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

執行年月日、選挙名を記載

# 選挙運動費用収支報告書

1 令和 6 年 10 月 27 日執行 衆議院小選挙区選出議員 選挙 (神奈川県第20区 選挙区)

2 公職の候補者 住所 神奈川県横浜市中区日本大通 2 丁目 2 番 2 号

・丁目等は「一」「の」でも可  
・「神奈川県」は省略可

氏名 選挙 太郎

戸籍上の氏名を記載すること。戸籍名を記載した上で、通称を記載することも可。

3 月 日から  
月 日まで

(第 2 回分)

第2回分以降：収入及び支出がなされた日から7日以内

・始まりは今回の提出分の最初の収入又は支出があった日  
・終わりは最後の収入又は支出があった日

(記載上の注意点)

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえありません。
- 2 収入の部中「種別」の欄には、寄附、その他の収入の区別を明記してください。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいいます。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができます。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- 7 記載方法の詳しいことについては、「候補者のしおり」の該当部分を読んでください。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

《 精算後になされたものの記載例 》

5 支 出 の 部

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金 額 又 見 積	は 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積	備 考
					住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
(三) 通信費		円		立候補準備（公示日の前日まで）／選挙運動（公示日以降）					
月 日	152,400		選挙運動	電話料	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	NTT東日本〇〇支店		公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可	
(七) 文具費									
月 日	48,200		選挙運動	事務用品代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	文具店		
月 日	26,320		選挙運動	事務用品代	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	文具店		
計	74,520								
(十) 雑費									
月 日	59,120		選挙運動	諸雑費	〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇	(株)〇〇〇	運送業		

記載は支出日順

- ・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
- ・費目ごとに金額の計を記載

### 5 支 出 の 部

月 日	金 額 又 は 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者		金 銭 以 外 の 積 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 地 址	氏 名 又 は 団 体 名		
	円		円				
計	立候補準備のための支出	0	}	(その4)の区分ごとの合計			
	選挙運動のための支出	286,040					
	計	286,040					
前 回 計	立候補準備のための支出	3,897,835	}	2回分以降は、前回の「総額」を記載			
	選挙運動のための支出	3,353,470					
	計	7,251,305					
総 額	立候補準備のための支出	3,897,835	}	・ 2回分以降は「総額」=「計」+「前回計」 ・ 収入-支出+公費負担相当額の計 ≥ 0となる			
	選挙運動のための支出	3,639,510					
	総 計	7,537,345					
支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 ((A) × (B) = (C))			
	選挙運動用通常葉書の作成	7.95 円	35,000 枚	278,250 円			
	ビラの作成	7.01 円	70,000 枚	490,700 円			
	ポスターの作成	1,202 円	958 枚	1,151,516 円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	56,613 円	3 枚	169,839 円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	53,601 円	4 枚	214,404 円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	40,954 円	5 枚	204,770 円			
	政見放送のための録画等					円	
計				2,509,479 円			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 月 日

提出日以前

出 納 責 任 者

住 所 .....〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇.....

氏 名 .....〇 〇 〇 〇.....

## 選挙期間中における諸届出

### 1 候補者に係る事項

区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
1 選挙運動関係					
① 選挙事務所の設置・異動（廃止）届出	選挙事務所設置・異動（廃止）届（推薦届出者が届け出る届出の場合は選挙事務所設置（異動）承諾書を添付）	① 短い期間に次々と移動する場合、中間省略のないよう注意してください（なお、1日に2回以上移動することは、法律上禁止されています。）。 ② 投票日までの間に事務所を廃止した場合も異動（廃止）届が必要です。	① 当該選挙管理委員会（2ページ参照） ② 所在地の市区町村選挙管理委員会（移転の場合はさらに前の所在地の市区町村選挙管理委員会）  （①と②が同一の選挙管理委員会の場合は1枚の届出書で兼ねるものとします。）	設置又は異動（廃止）後直ちに	法130-2 執規2
② 選挙運動用通常葉書の交付、選挙用の表示、差出し	① 候補者用通常葉書使用証明書 ② 選挙運動用通常葉書差出票	① 証明書を提示して、交付又は選挙用の表示を受けてください。 ② 差出しは、必ず郵便物の配達事務を取り扱う郵便局のゆうゆう窓口に差し出してください。直接ポストには投函しないでください。 ③ 証明書及び差出票を紛失しないよう十分注意してください。	① 交付及び選挙用の表示は、横浜港郵便局、神奈川郵便局、川崎港郵便局、平塚郵便局又は綾瀬郵便局 ② 差出しは、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局		公職選挙郵便規則2、3、8



区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
③ 選挙運動用ビラの届出及び同ビラ証紙交付申請	① 選挙運動用ビラ届出書 ② 選挙運動用ビラ証紙交付票	届出書にはビラの見本3枚(2種類の場合はそれぞれ3枚)を添付してください。	当該選挙管理委員会		法142-1、-7 執規8 執規8の2
④ 新聞広告の掲載申請	① 新聞広告掲載証明書 ② 掲載原稿 ③ 新聞広告掲載承諾通知書	① 掲載希望日前なるべく早く申請してください。 ② 通称使用認定をされた場合は、認定された通称を使用しなければなりません。	掲載を希望する新聞社 (広告代理店)		規則20-1、-4
⑤ 経歴放送の申込み	【立候補届出前の申込み(事前申込み)】 ・候補者経歴書 ・カラーの顔写真 ・供託書正本又はその写し ・通称認定申請書の写し(通称を使用する場合) 【立候補届出後の申込み】 ・候補者経歴書 ・カラーの顔写真		NHK横浜放送局	10月15日(公示日)	政見放送及び経歴放送実施規程6
⑥ 公営施設を使用する個人演説会の開催申出	個人演説会開催申出書	同一の施設について、同時に2以上の開催申出をしたリ、すでに申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出はできません。	開催する施設の所在地の市区町村選挙管理委員会	開催したい日の前々日(10月17日に開催したい場合は10月15日)	法163 令112 執規31

区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
⑦ 選挙公報の掲載申請	① 選挙公報掲載申請書 ② 選挙公報掲載文1通(写真添付)	① 原稿作成に時間を費し、遅れることのないように注意してください。 ② 掲載文原稿の事前相談・事前預りの制度を利用してください。 ③ 書類がそろわないと受理されません。 ④ 通称使用認定をされた場合は、認定された通称を使用しなければなりません。	<u>当該選挙管理委員会</u>	10月15日(公示日)	法168 執規43
2 その他各種届出					
① 出納責任者選任(異動)届出	出納責任者選任(異動)届 (候補者届出政党又は推薦届出者による届出の場合は出納責任者選任(異動)承諾書を添付)	届出後でなければ、選挙運動に関する寄附を受け、又は支出をすることができませんので、立候補届出が受理された後直ちに届け出てください。	<u>当該選挙管理委員会</u>	選任後直ちに	法180-3、-4 法184 執規62
② 報酬を支給する者の届出	(報酬を支給する者の)届出書	① 報酬を支給できる者は、その者を使用する前に届出なければ支給できませんので、公示日から支給したい場合は、立候補届出が受理された後直ちに届け出る必要があります。 ② 年齢満18年に達していない者は、使用できません。 ③ 使用できるのは、投票日の前日(10月26日)までです。	<u>当該選挙管理委員会</u>	報酬を支給する者として使用する前	法197の2-5 法137の2

区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
③ 開票立会人の届出(横浜市港北区は除きます。) (注)政党届出の場合は、候補者届出政党が届け出ます。	開票立会人となるべき者の届出書兼承諾書	立ち会うべき開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されていなければなりません。 (政党届出の場合) 届出書における代表者の氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。	市区町村選挙管理委員会	10月24日 (期日前3日)	法62-1 令69
④ 選挙立会人の届出 (注)政党届出の場合は、候補者届出政党が届け出ます。					
ア 第7区選挙区(横浜市港北区)の場合	①選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書 ②選挙人名簿登録証明書	立ち会うべき開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されていなければなりません。 (政党届出の場合) 届出書における代表者氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。	選挙長 (当該選挙管理委員会)	10月24日 (期日前3日)	法76準用62 令82準用69
イ ア以外の選挙区の場合	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書	衆議院議員選挙の選挙権を有していなければなりません。 (政党届出の場合) 届出書における代表者氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。			
⑤ 選挙運動費用の収支報告	①選挙運動費用収支報告書 ②領収書その他支出を証明する書面の写し ③領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書 ④振込明細書に係る支出目的書	① 各記載欄に明確に記入してください。 ② 報告漏れのないよう期間中に会計帳簿(収入簿、支出簿)の整理を完全に行っておいてください。	県選挙管理委員会	第1回 令和6年11月11日 第2回以後 第1回の収支報告書提出後、収入及び支出の日から7日以内	法189

区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
3 公費負担関係					
① 選挙運動用自動車	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	ハイヤー業者等と自動車使用等に関し有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
	自動車燃料代確認申請書	燃料供給契約の場合のみ必要です。 燃料供給業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
	自動車燃料代確認書	燃料供給契約の場合のみ必要です。	燃料供給業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車、燃料又は運転手）	契約業者等ごとに、別々に作成してください。 また、燃料供給契約の場合には、給油伝票の写しを添付してください。	契約業者等	契約業者等が業務を履行した後	規則17の7
② 選挙運動用ビラ	ビラ作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者とビラ作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根 拠 法 令
② 選挙運動用ビラ (続)	ビラ作成枚数確認申請書	ビラ作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
	ビラ作成枚数確認書		ビラ作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
	ビラ作成証明書	ビラ作成業者ごとに別々に作成してください。	ビラ作成業者	ビラ作成業者が業務を履行した後	規則17の7
③ 選挙運動用ポスター及び個人演説会告知用ポスター	ポスター作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者とポスター作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前ときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
	ポスター作成枚数確認申請書	ポスター作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
	ポスター作成枚数確認書		ポスター作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
	ポスター作成証明書	ポスター作成業者ごとに別々に作成してください。	ポスター作成業者	ポスター作成業者が業務を履行した後	規則17の7

区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
④ 通常葉書	通常葉書作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者と通常葉書作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前ときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
	通常葉書作成枚数確認申請書	通常葉書作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
	通常葉書作成枚数確認書		通常葉書作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
	通常葉書作成証明書	通常葉書作成業者ごとに別々に作成してください。	通常葉書作成業者	通常葉書作成業者が業務を履行した後	規則17の7
⑤ 選挙事務所用立札・看板	選挙事務所用立札・看板作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者と選挙事務所用立札・看板作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前ときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
	選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書	立札・看板作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5

区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
⑤ 選挙事務所用立札・看板(続)	選挙事務所用立札・看板作成数確認書		立札・看板作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
	選挙事務所用立札・看板作成証明書	立札・看板作成業者ごとに別々に作成してください。	立札・看板作成業者	立札・看板作成業者が業務を履行した後	規則17の7
⑥ 自動車等取付用立札・看板	自動車等取付用立札・看板作成契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者と自動車等取付用立札・看板作成に関し、有償契約を締結したとき直ちに(契約締結が立候補届出前ときは、立候補届出後直ちに)	規則17の4
	自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書	立札・看板作成業者ごとに別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
	自動車等取付用立札・看板作成数確認書		立札・看板作成業者	県選挙管理委員会から確認書受理後直ちに	規則17の6
	自動車等取付用立札・看板作成証明書	立札・看板作成業者ごとに別々に作成してください。	立札・看板作成業者	立札・看板作成業者が業務を履行した後	規則17の7

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根 拠 法 令
⑦ 個人演説会場 用立札・看板	個人演説会場用 立札・看板作成契 約届出書	届出書には、契約書の写し を添付してください。	県選挙管理委員会	業者と個人演説 会場用立札・看板 作成に関し、有償 契約を締結したと き直ちに（契約締 結が立候補届出前 のときは、立候補 届出後直ちに）	規則17の4
	個人演説会場用 立札・看板作成数 確認申請書	立札・看板作成業者ごとに 別々に申請してください。	県選挙管理委員会		規則17の5
	個人演説会場用 立札・看板作成数 確認書		立札・看板作成業者	県選挙管理委員 会から確認書受理 後直ちに	規則17の6
	個人演説会場用 立札・看板作成証 明書	立札・看板作成業者ごとに 別々に作成してください。	立札・看板作成業者	立札・看板作成 業者が業務を履行 した後	規則17の7



## 2 候補者届出政党に係る事項

区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
1 選挙運動関係					
① 選挙事務所の設置・異動（廃止）届出	選挙事務所設置・異動（廃止）届	<p>① 短い期間に次々と移動する場合、中間省略のないよう注意してください（なお、1日に2回以上移動することは、法律上禁止されています。）。</p> <p>② 投票日までの間に事務所を廃止した場合も異動（廃止）届が必要です。</p> <p>③ 届出書における代表者の氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。</p>	<p>① 当該選挙管理委員会（2ページ参照）</p> <p>② 設置した場所の市区町村選挙管理委員会（移転の場合はさらに前の場所の市区町村選挙管理委員会）</p> <p>（①と②が同一の選挙管理委員会の場合は1枚の届出書で兼ねるものとします。）</p>	設置又は異動（廃止）後直ちに	法130-2 執規2
② 選挙運動用通常葉書の買受け、選挙用の表示、差出し	候補者届出政党用通常葉書使用証明書	<p>① 証明書を提示して、買受け又は選挙用の表示を受けてください。</p> <p>② 差出しは、必ず郵便物の配達事務を取り扱う郵便局のゆうゆう窓口に差し出してください。直接ポストには投函しないでください。</p>	<p>① 買受け及び選挙用の表示は、横浜港郵便局、神奈川郵便局、川崎港郵便局、平塚郵便局又は綾瀬郵便局</p> <p>② 差出しは、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局</p>		公職選挙郵便規則3の2、8
③ 選挙運動用ビラ証紙交付申請	選挙運動用ビラ証紙交付票		県選挙管理委員会		法142-7 執規8の2
④ 選挙運動用ポスター証紙交付申請	選挙運動用ポスター証紙交付票		県選挙管理委員会		法144-2 執規8の3

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根 拠 法 令
⑤ 新聞広告の掲載申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新聞広告掲載証明書</li> <li>② 掲載原稿</li> <li>③ 新聞広告掲載承諾通知書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 掲載希望日前なるべく早く申請してください。</li> <li>② 通称使用認定をされた候補者の氏名を掲載する場合は、認定された通称を使用しなければなりません。</li> </ul>	掲載を希望する新聞社 (広告代理店)		規則20-2、-4
⑥ 政見放送の申込み	<p>【立候補届出前の申込み(事前申込み)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政見放送申込書(別紙及び添付書類を含みます。)</li> <li>・代理人証明書(代理人が申し込む場合)</li> <li>・(使用氏名等の)確約書</li> <li>・供託書正本又はその写し</li> <li>・政見録音、録画ディスク(持込み方式の場合)</li> </ul> <p>【立候補届出後の申込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政見放送申込書(別紙及び添付書類を含みます。)</li> <li>・代理人証明書(代理人が申し込む場合)</li> <li>・政見録音、録画ディスク(持込み方式の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自ら製作した政見放送のディスクを放送局に持ち込む場合は、各放送局の「技術基準」を満たしていないので注意してください。</li> <li>② 2種類の政見がある場合には、各政見の放送日時指定の通知を公示日翌日の正午までに、放送局に提出してください。</li> </ul>	NHK横浜放送局 テレビ神奈川 アール・エフ・ラジオ日本	10月15日(公示日)	政見放送及び経歴放送実施規程5、10

区 分	必要書類	届出上の注意	届出先	届出期限	根拠法令
⑦ 公営施設を使用する政党演説会の開催申出	政党演説会開催申出書	① 同一の施設について、同時に2以上の開催申出をしたり、すでに申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出はできません。 ② 申出書における代表者の氏名は、県連合会等の代表者の氏名でも差し支えありません。	開催する施設の所在地の市区町村選挙管理委員会	開催したい日の前々日（10月17日に開催したい場合は10月15日）	法163 令112 執規31
2 公費負担関係					
政見放送用の録音、録画	政見放送用の録音・録画の契約届出書	届出書には、契約書の写しを添付してください。	県選挙管理委員会	業者と政見放送用録音、録画に関し、有償契約を締結したとき直ちに（契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに）	規則17の4
	政見放送用録音・録画証明書	政見放送用録音、録画業者ごとに別々に作成してください。	政見放送用録音、録画業者	政見放送用録音・録画業者が業務を履行した後	規則17の7

委任状（政党その他の政治団体の代表者が委任する場合）

## 委 任 状

住 所

氏 名

生 年 月 日

私は、上記の者に第50回衆議院議員総選挙に係る立候補関係の届出、選挙運動関係の届出、立会人関係の届出及び公費負担関係の届出に関する一切の事務を委任します。

令和6年 月 日

政党その他の  
政治団体名

本部の所在地

氏 名

⑩

委任状（公職の候補者等の個人が委任する場合）

# 委 任 状

住 所

氏 名

生 年 月 日

私は、上記の者に第50回衆議院議員総選挙に係る立候補関係の届出、選挙運動関係の届出、立会人関係の届出及び公費負担関係の届出に関する一切の事務を委任します。

令和6年 月 日

住 所

氏 名

⑩

# 委 任 状

住 所 **神奈川県横浜市中区日本大通2**

氏 名 **横 浜 花 子**

生年月日 **昭和37年10月1日**

私は、上記の者に第50回衆議院議員総選挙に係る立候補関係の届出、選挙運動関係の届出、立会人関係の届出及び公費負担関係の届出に関する一切の事務を委任します。

令和6年 月 日

政党その他の  
政治団体名 **神奈川県**

本部の所在地 **横浜市中区日本大通1番地**

氏 名 **横 浜 太 郎**



(記載上の注意事項)

委任者の氏名欄は委任者本人の署名又は記名・押印としてください。

## 委 任 状

住 所 **神奈川県横浜市中区日本大通3**

氏 名 **横 浜 次 郎**

生年月日 **昭和37年9月1日**

私は、上記の者に第50回衆議院議員総選挙に係る立候補関係の届出、選挙運動関係の届出、立会人関係の届出及び公費負担関係の届出に関する一切の事務を委任します。

令和6年 月 日

住 所 **横浜市中区日本大通1番地**

氏 名 **神奈川 太郎**

神奈川

**（記載上の注意事項）**

委任者の氏名欄は委任者本人の署名又は記名・押印としてください。

令和6年執行 衆議院小選挙区選出議員選挙  
年 齢 早 見 表

(選挙期日：令和6年10月27日)

西暦	日本年号	年齢
1944	昭和19年	80歳
1945	昭和20年	79歳
1946	昭和21年	78歳
1947	昭和22年	77歳
1948	昭和23年	76歳
1949	昭和24年	75歳
1950	昭和25年	74歳
1951	昭和26年	73歳
1952	昭和27年	72歳
1953	昭和28年	71歳
1954	昭和29年	70歳
1955	昭和30年	69歳
1956	昭和31年	68歳
1957	昭和32年	67歳
1958	昭和33年	66歳
1959	昭和34年	65歳
1960	昭和35年	64歳
1961	昭和36年	63歳
1962	昭和37年	62歳
1963	昭和38年	61歳
1964	昭和39年	60歳
1965	昭和40年	59歳
1966	昭和41年	58歳
1967	昭和42年	57歳
1968	昭和43年	56歳
1969	昭和44年	55歳
1970	昭和45年	54歳
1971	昭和46年	53歳

西暦	日本年号	年齢
1972	昭和47年	52歳
1973	昭和48年	51歳
1974	昭和49年	50歳
1975	昭和50年	49歳
1976	昭和51年	48歳
1977	昭和52年	47歳
1978	昭和53年	46歳
1979	昭和54年	45歳
1980	昭和55年	44歳
1981	昭和56年	43歳
1982	昭和57年	42歳
1983	昭和58年	41歳
1984	昭和59年	40歳
1985	昭和60年	39歳
1986	昭和61年	38歳
1987	昭和62年	37歳
1988	昭和63年	36歳
1989	昭和64年(平成元年)	35歳
1990	平成2年	34歳
1991	平成3年	33歳
1992	平成4年	32歳
1993	平成5年	31歳
1994	平成6年	30歳
1995	平成7年	29歳
1996	平成8年	28歳
1997	平成9年	27歳
1998	平成10年	26歳
1999	平成11年	25歳

【満年齢の計算法】

誕生日が選挙期日の翌々日（10月29日、29日を含む。）以降の者は、本表の年齢から1歳を減じます。



各鉄軌道会社における特殊乗車券の発行取扱いについて

会 社 名	発 行 取 扱 い 駅	事 務 担 当 連 絡 先
東日本旅客鉄道(株)	「みどりの窓口」のある駅で取扱う。	横浜支社 鉄道事業部モビリティ サービスユニット (駅営業指導) 045-320-2423
東海旅客鉄道(株)	東海旅客鉄道(株)へお問合せください。	J R 東海 テレフォンセンター 050-3772-3910 音声ガイダンスに沿っ て「2」を選択してく ださい。
横浜市営地下鉄	交通局総務部総務課へお問合せください。 (横浜市中区本町6丁目50番地の10 19階)	交通局総務部総務課 045-671-3147
京浜急行電鉄(株)	横浜定期券窓口、上大岡定期券窓口、 横須賀中央定期券窓口、品川定期券窓口	運輸営業部営業企画課 045-225-9464
相模鉄道(株)	横浜、二俣川、三ツ境、海老名	相鉄お客様センター 045-319-2111
東急(株)	日吉、横浜、あざみ野	東急お客様センター 03-3477-0109
横浜高速鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)本社 〔 横浜市中区元町1-11 取扱時間：平日9:00~17:30 〕	お客様電話 045-664-0629
小田急電鉄(株)	新百合ヶ丘、町田、相模大野、本厚木、小田 原、藤沢、新宿、成城学園前	小田急お客様センター 044-299-8200 音声ガイダンスに沿っ て「1」を選択してく ださい。
江ノ島電鉄(株)	藤沢、鎌倉、江ノ島	鉄道部運輸課 0466-24-2713
箱根登山鉄道(株)	箱根湯本、強羅	鉄道部 0465-32-6823
伊豆箱根鉄道(株)	小田原	鉄道部運輸課 055-977-1207
京王電鉄(株)	新宿、調布、高幡不動、京王多摩センター、 渋谷 〔 取扱時間：平日12:00~20:00 〕	鉄道営業部お客さまサー ビス担当 042-337-3218
湘南モノレール(株)	大船	運輸部運輸課 0467-45-3181
(株)横浜シーサイド ライン	新杉田、並木中央、金沢八景	運輸部業務課 045-787-7008

会計帳簿の様式 (規則第30号様式)

1 収入簿

月 日	金額又は見積額	種 別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその 他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
	円						
合 計							

- 備考 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

## 2 支 出 簿

月 日	金銭又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	支出をし た者の別	備 考
	金銭支出	金銭以外 の支出	合計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業			
	円	円	円							
合 計										

- 備考 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用(二)選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費(二)家屋費(イ)選挙事務所費(ロ)集会会場費等(三)通信費(四)交通費(五)印刷費(六)広告費(七)文具費(八)食糧費(九)休泊費(十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
- 前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 10 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。